

「日本改造法案大綱」

北一輝

日本改造法案大綱目次

緒言

5

卷一 国民の天皇

憲法停止 | 天皇の原義 | 華族制廃止 | 普通選

1

挙 | 国民自由の恢復 | 国家改造内閣 | 国家改

造議會 | 皇室財産の国家下附

10

卷二 私有財産限度

私有財産限度 | 私有財産限度超過額の国有 |

改造後の私有財産超過者 | 在郷軍人団会議

卷三 土地処分三則

私有地限度 | 私有地限度を超過せる土地の国

15

納 | 土地徴集機関 | 将来の私有地限度超過者

| 徴集地の民有制 | 都市の土地市有制 | 国有

地たるべき土地

卷四 大資本の国家統一

私人生産業限度 | 私人生産業限度を超過せる

20

卷八 国家の権利  
 行せらるべき新領土  
 張 | 現在領土の改造順序 | 改造組織の全部施  
 朝鮮の郡県制 | 朝鮮人の参政権 | 三原則の拡

造方針  
 卷七 朝鮮その他現在および将来の領土の改  
 相続制  
 者の権利 | 私有財産の権利 | 平等分配の遺産  
 利 | 婦人人権の擁護 | 国氏人権の擁護 | 勲功  
 児童の権利 | 国家扶養の義務 | 国民教育の権

卷六 国民の生活権利  
 者の擁護 | 幼年労働の禁止 | 婦人労働  
 の利益配当 | 労働的株主制の立法 | 借地農業  
 労働省の任務 | 労働賃銀 | 労働時間 | 労働者

卷五 労働者の権利  
 省 | その七 鉄道省 | 莫大なる国庫収入  
 | その四 農業省 | その五 工業省 | その六 商業  
 その一 銀行省 | その二 航海省 | その三 鉱業省  
 産業限度を超過せる者 | 国家の生産的組織 |  
 生産業の国有 | 資本徴集機関 | 改造後私人生

権とに深甚なる理解を把握し、内外思想の清  
 はすべからく国家存立の大義と国民平等の人  
 ただ天佑六千万同胞の上に柄たり。日本国民  
 に幕末維新の内憂外患を再現し来れり。

一步を誤らば宗祖の建国を一空せしめ危機誠  
 に幕末維新の内憂外患を再現し来れり。

ただ竜袖に陰れて惶々その不義を維持せんと  
 す。しかして外、英米独露ことごとく信を傷  
 づけざるものなく、日露戦争をもつてようや  
 く保全を与えたる隣都支那すら酬ゆるにかえ  
 って排侮をもつてす。真に東海粟島の孤立。

緒言  
 今や大日本帝国は内憂外患ならび到らんとす  
 る有史未曾有の国難に臨めり。国民の大多数  
 が生活の不安に襲われて一に欧州諸国破壊の  
 跡を学ばんとし、政権軍権財権を私せる者は  
 結言  
 徴兵制の維持―開戦の積極的権利

濁を判別採捨するに一点の過誤なかるべし。

欧州諸国の大戦は天その驕侈乱倫を罰するに

「ノア」の洪水をもってしたるもの。大破壊

の後に狂乱狼狽する者に完備せる建築図を求

むべからざるはもちろんのこと。これと相反

して、わが日本は彼において破壊の五カ年を

充実の五カ年として恵まれたり。彼は再建を

いうべく我は改造に進むべし。全日本国民は

心を冷やかにして天の賞罰かくのごとく異な

る所以の根本より考察して、いかに大日本帝

国を改造すべきかの大本を確立し、挙国一人

の非議なき国論を定め、全日本国民の大同団

結をもつてついに天皇大権の発動を奏請し、

天皇を奉じて速かに国家改造の根基を完うせ

ざるべからず。

支那インド七億の同胞は実にわが扶導擁護を

外にして自立の途なし。わが日本また五十年

間に二倍せし人口増加率によりて百年後少な

くも二億五千万人を養うべき大領土を余儀な

くせらる。国家の百年は一人の百日に等し。

この余儀なき明日を憂いかの悽慘たる隣邦を  
 悲しむ者、如何ぞ直訳社会主義者の巾幗的平  
 和論に安んずるを得べき。階級闘争による社  
 会進化はあえてこれを否まず。しかし人類歴  
 史ありて以来の民族競争国家競争に眼を蔽い  
 て何のいわゆる科学的ぞ。欧米革命論の権威  
 等ことごとくその浅薄皮相の哲学に立脚して  
 ついに「剣の福音」を悟得するあたわざる時  
 高遠なるアジア文明のギリシアは率先それみ  
 ずからの精神に築かれたる国家改造を終ると

共に、アジア聯盟の義旗を翻して真個到来す  
 べき世界聯邦の牛耳を把り、もって四海同胞  
 みなこれ仏子の天道を宣布して東西にその範  
 を垂るべし。国家の武装を忌む者のごときの  
 智見ついに幼童の類のみ。

卷一 国民の天皇

憲法停止

天皇は全日本国民と共に国家改造の根基を定めそがために天皇大権の発動によりて三年間憲法を停止し両院を解散し全国に戒嚴令を布く。

注一 権力が非常の場合有害なる言論または投票を無視し得るは論なし。いかなる憲法をも議会をも絶対視するは英米の教権的「デモクラシー」の直訳なり。これ「デモクラシー」の本面目を蔽う保守頑迷の者、その笑うべき程度において日本の国体を説明するに高天ヶ

原的論法をもってする者あると同じ。海軍拡張案の討議において東郷大将の一票が醜悪代議士の三票より価値なく、社会政策の採決において「カルル・マルクス」の一票が大倉喜八郎の七票より不義なりというあたわず。由来投票政治は数に絶対の価値を附して質がそれ以上に価値を認めらるべきものなるを無視したる旧時代の制度を伝統的に維持せるに過ぎず。

注二 「クーデター」を保守専制のための権

力濫用と速断する者は歴史を無視する者なり  
 「ナポレオン」が保守的分子と妥協せざりし  
 純革命的時代において「クーデター」は議会  
 と新聞の大多数が王朝政治を復活せそとする  
 分子に満ちたるをもつて革命遂行の唯一道程  
 として行ないたるもの。また現時露国革命に  
 おいて「レニン」が機関銃を向けて妨害的勢  
 力の充満する議会を解散したる事例に見るも  
 「クーデター」を保守的権力者の所為と考う  
 るははなはだしき俗見なり。

注三 「クーデター」は国家権力すなわち社  
 会意志の直接的発動と見るべし。その進歩的  
 なるものにつきて見るも国民の団集そのもの  
 に現わることあり。日本の改造においては  
 必ず国民の団集と元首との合体による権力発  
 動たらざるべからず。

注四 両院を解散するの必要はそれによる貴  
 族と富豪階級がこの改造決行において、天皇  
 および国民と両立せざるをもつてなり。憲法  
 を停止するの必要は彼らがその保護をまさに

一掃せんとする現行法律に求むるをもってなり。戒嚴令を布く必要は彼らの反抗的行動を弾圧するに最も拘束なれざる国家の自由を要するをもってなり。しかして無智半解の革命論を直訳してこの改造を妨ぐる言動をなす者の弾圧をも含む。

天皇の原義

天皇は国氏の総代表たり、国家の根柱たるの原理主義を明らかにす。

この理義を明らかにせんがために神武国祖の創業、明治大帝の革命にのっとりて宮中の一新を図り、現時の枢密顧問官その他の官吏を罷免しもって天皇を補佐し得べき器を広く天下に求む。

天皇を補佐すべき顧問を設く。顧問院議員は天皇に任命せられその人員を五十名とす。顧問院議員は内閣会議の決議および議会の不信任決議に対して天皇に辞表を捧呈すべし。ただし内閣および議会に対して責任を負うものにあらず。



注一 日本国体は三段の進化をなせるをもつて天皇の意義また三段の進化をなせり。第一期は藤原氏より平氏の過度期に至る専制君主国時代なり。この間理論上天皇はすべての土地と人民とを私有財産として所有し生殺与奪の権を有したり。第二期は源氏より徳川氏に至るまでの貴族国時代なり。この間は各地の群雄または諸侯がおのおのその範囲において土地と人氏とを私有しその上に君臨したる幾多の小国家小君主として交戦し聯盟したるものなり。したがって天皇は第一期の意義に代うるに、これら小君主の盟主たる幕府に光栄を加冠するローマ法王として、国民信仰の伝統的中心としての意義をもつてしたり。この進化は欧州中世史の諸侯国神聖皇帝ローマ法王と符節を合するごとし。第三期は武士と人氏との人格的覚醒によりおのおのその君主たる將軍または諸侯の私有より解放されんとしたる維新革命に始まれる民主国時代なり。この時よりの天皇は純然たる政治的中心の意義

を有し、この国民運動の指揮者たりし以来現  
 代民主国の総代表として国家を代表する者な  
 り。すなわち維新革命以来の日本は天皇を政  
 治的中心としたる近代的民主国なり。何ぞ我  
 に乏しきものなるかのごとくかの「デモクラ  
 シー」の直訳輸入の要あらんや。この歴史と  
 現代とを理解せざる頑迷国体論者と欧米崇拜  
 者との争鬪は実に非常なる不祥を天皇と国民  
 との間に爆発せしむるものなり。両者の救う  
 べからざる迷妄を戒しむ。

注二 国民の総代者が投票当選者たる制度の  
 国家がある特異なる一人たる制度の国より優  
 越なりと考うる「デモクラシー」は全く科学  
 的根拠なし。国家はおのおのその国民精神と  
 建国歴史を異にす。民国八年までの支那が前  
 者たる理由によりて後者たるベルギーより合  
 理的なりと言うあたわず。米人の「デモクラ  
 シー」とは社会は個人の自由意志による自由  
 契約に成るといいし当時の幼稚極まる時代思  
 想によりて、各欧州本国より離脱したる個々

よりて弾劾せらるる制度の必要は、天皇の補  
 注四 顧問院議員が内閣または議会の決議に  
 壊壁のままに委するあたわざればなり。  
 的に改造する時ひとり宮中の建築をのみ傾柱  
 たり。これを再びする必要は国家組織を根本  
 もの。したがって同時に官中の廓清を決行し

大帝の革命はこの精神を再現して近代化せる  
 の総司令者を遠ざかることはなはだし。明治  
 て、実に国祖建国の精神たる平等の国民の上  
 に欧州の皇室に残存せる別個のそれらを加え

注三 現代宮中は中世的弊習を復活したる上

ては一に奇異なる風俗として傍観すれば足る  
 し謙遜の美德を教養せられる日本民族にとり  
 て当選を争う制度は、沈黙は金なりを信条と  
 名的多弁を弄し下級俳優のごとき身振を晒し  
 に支配されたる時代もなし。国家の元首が売  
 かかる建国にもあらず、またかかる低能哲学  
 対方面より表現したる低能哲学なり。日本は  
 り。その投票神権説は当時の帝王神権説を反  
 人が村落的結合をなして国を建てたるものな

に附随的に行動したる伊藤博文らは、進みた  
大西郷ら革命精神の体现者世を去ると共に単  
よりも百歩を進めたるものなりき。しかるに  
国が依然中世的領土を処分するあたわざりし  
こと、当時の一仏国を例外としたる欧州の各  
的に遂行せられて貴族の領地をも解決したる

注一 貴族政治を覆滅したる維新革命は徹底  
的に遂行せられて貴族の領地をも解決したる  
選による。

審議院は一回を限りとして衆議院の決議を拒  
否するを得。

貴族院を廃止して審議院を置き衆議院の決議  
を審議せしむ。

華族制廃止  
華族制を廃止し、天皇と国民とを阻隔し来れ  
る藩屏を撤去して明治維新を明らかにす。  
現狀に鑑みてなり。枢密院諸氏の頑迷と専恣  
とは革命前の露国宮廷と大差なし。天皇を累  
するものはすべてこの徒なり。

佐を任とする理由によりて専恣を働く者多き

の制度は、議会の濫觴が皇室の徴税に対して  
 注一 納税資格が選挙権の有無を決せる各国

女子は参政権を有せず。  
 地方自治会またこれに同じ。

び選挙権を有す。

おいて平等普通に衆議院議員の被選挙権およ

二十五歳以上の男子は大日本国民たる権利に

普通選挙

遺物をもってせず各方面の勲功者をもって組

織せらるるゆえん。

同的瞬間的なるをもってなり。上院が中世的

輿論がはなはだ多くの場合において感情的雷

注二 二院制の一院制より過誤少なき所以は

国なり。

と考えて新なる長を学ぶものと速断すべから

維新革命の本来に返えるもの。私の短所なり

華族制を廃止するは欧州の直訳制度を棄てて

的特権の残存せるものを模倣して輸入したり

る我を解せずして後れたる彼らの貴族的中世

にあらざ。欧州の中世史における騎士が婦人  
 は日本現存の女子が覚醒に至らずという意味  
 注三 女子の参政権を有せずと明示せる所以  
 も何らの制限なく投票しかつ投票せらるべし  
 って、たとい国外出征中の現役将卒といえど  
 件によりて干犯されることを許なす。したが  
 き理なし。この権利とこの義務とは一切の条  
 ある治者階級の命令の下にその生死を委すべ  
 時代の大馬のごとく、純乎たる被治者として  
 奴隷のごとく、また昇殿をも許されざる王朝

日本国民たる人権の本質において、ローマの  
 治する国民の権利と一個不可分のものなり。  
 注二 国家を防護する国民の義務は国政を共  
 意義において選挙は「国民の権利」なり。  
 にあらざ。徴兵が「国民の義務」なりという  
 いう納税資格の拡張せられたる普通選挙の義  
 なる国民も間接税の負担者ならざるはなしと  
 権利の上に立てざるべからず。すなわちいか  
 えども、日本国自身の原則としては国民たる  
 その費途を監視せんとしたる英国に発すとい

訳の醜はとくに婦人参政権問題に見る。(国  
 現代をもつて東西文明の融合時代という。直  
 のをして学ばしむる所あるべし。このゆえに  
 善き傾向に発達したるものは悪しき発達のも  
 日本婦人の正道に発達しつつあるに感謝せん  
 弁、支那婦人間の強好なる口論を見たる者は  
 るよりもはなはだし。欧米婦人の愚昧なる多  
 はその天性を残賊することこれを戦場に用う  
 決せらる。婦人を口舌の闘争に慣習せしむる  
 の改造をなさば日本の婦人問題のすべては解

国民の母国民の妻たる権利を擁護し得る制度  
 り。政治は人生の活動における一小部分なり  
 となれるもの我において良妻賢母主義となれ  
 て近代史に連なり、彼において婦人参政運動  
 社会生活のすべてにかけける分科的発達となり  
 に発達し来れり。この全然正反対なる発達は  
 崇拜し男子の眷顧を全うするを婦道とする礼  
 と同一程度に尊重しつつ婦人の側より男子を  
 に反し、日本中世史の武士は婦人の人格を彼  
 を崇拜しその眷顧を全うするを士の礼とせる

たわざるがごとし。要は手術者の力量と手術  
 由をもつて少量なる者を不徹底なりというあ  
 あたかも外科手術において流血の多量おる理  
 の多少によりて価値を決するものにあらず。  
 わざる同一理由。ただし革命は必ずしも流血  
 の多少によりて価値を決するものにあらず。

改造内閣を組織す。  
 改造内閣員は従来の軍閥、吏閥、財閥、党閥  
 の人々を斥けて全国より広く偉器を選びてこ  
 の任に当らしむ。

各省を設け、さらに無任所大臣数名を置き  
 戒厳令施行中現時の各省の外に下掲の生産的  
 国家改造内閣  
 戒厳令施行中現時の各省の外に下掲の生産的  
 各省を設け、さらに無任所大臣数名を置き

法の。新聞紙条例。出版法等。  
 注 周知の道理。ただ各種閥族等の維持に努  
 むるのみ。  
 従来国民の自由を拘束して憲法を精神を毀損  
 せる諸法律を廃止す。文官任用令。治安警察  
 法。新聞紙条例。出版法等。  
 注 周知の道理。ただ各種閥族等の維持に努  
 むるのみ。  
 国民自由の恢復  
 民の生活権利参照)



は少数は改造に反対する者および反対する者は少数は改造に反対する者および反対する者

待する国民の神格的信任なり。

注三 現時の資本万能官僚専制の間に普通選挙のみを行なうも選出なる議員の多数また

究談論にあらずして、日本天皇陛下にのみ期

露独の皇帝もかかる権限を有すべしという学

注二 これ法理論にあらずして事実論なり。

注一 これ国民が本隊にして天皇が号令者なる所以。権力濫用の「クーデター」にあらずして国民と共に国家の意志を発動する所以。

根本方針を討論することを得ず。

国家改造議会は天皇の宣布したる国家改造の

召集し改造を協議せしむ。

戒厳令施行中普通選挙による国家改造議会を

は少数は改造に反対する者および反対する者

待する国民の神格的信任なり。

注三 現時の資本万能官僚専制の間に普通選挙のみを行なうも選出なる議員の多数また

究談論にあらずして、日本天皇陛下にのみ期

露独の皇帝もかかる権限を有すべしという学

注二 これ法理論にあらずして事実論なり。

注一 これ国民が本隊にして天皇が号令者なる所以。権力濫用の「クーデター」にあらずして国民と共に国家の意志を発動する所以。

根本方針を討論することを得ず。

国家改造議会は天皇の宣布したる国家改造の

召集し改造を協議せしむ。

戒厳令施行中普通選挙による国家改造議会を

ることに始まりて、天皇の原義に照すもかか  
 注 現時の皇室財産は徳川氏のそれを継承せ  
 増額することを得。  
 ただし、時勢の必要に応じ議会の協賛を経て

しむ。  
 皇室費を年約三千万円とし、国庫より支出せ  
 林株券等を国家に下附す。  
 天皇はみずから範を示して皇室所有の土地山  
 皇室財産の国家下附  
 に貫徹すべし。

鈍なる徐行を經過せずして整然たる秩序の下  
 ロシア革命の虐殺兵乱なく、ドイツ革命の痴

かかる神格的天皇によりて日本の国家改造は  
 乱なくしてしかも徹底的に成就したり。再び  
 注四 かかる神格者を天皇としたることのみ  
 停止すべきを得るは論なし。  
 をもつて有害なる候補者または議員の権利を  
 ただし戒厳令中の議員選挙たり議会開会なる  
 より選挙費を得たる当選人なるをもつてなり

る中世的財政をとるは矛盾なり。国民の天皇はその経済またことごとく国家の負担たるは自明の理なり。

## 卷二 私有財産限度

### 私有財産限度

日本国民一家の所有し得べき財産限度を壹百万円とす。

海外に財産を有する日本国民また同じ。

この限度を破る目的をもって財産を血族その他に贈与しまたは何らかの手段によりて他に所有せしむるを得ず。

注一 一家とは父妻子女および直系の尊卑族を一括していう。

注二 限度を設けて壹百万円以下の私有財産を認むるは、一切のそれを許なざらんことを終局の目的とする諸種の社会革命説と社会および人性の理解を根本より異にするをもってなり。個人の自由なる活動または享樂はこれ

をその私有財産に求めざるべからず。貧富を無視したる画一的平等を考へることには誠に社会万能説に出発するものにして、ある者はこの非難に対抗せんがために個人の名誉的不平等を認むる制度をもつてせんといふも、これは価値なき別問題なり。人は物質的享樂または物質的活動そのものにつきて画一的なるあたわざればなり。自由の物質的基本を保証す。

注三 外国に財産を有する国民にこの限度の及ぶは法律上当然なり。これを明示したる所以はこの限度より免かるる目的をもつてする外国の財産を禁ずるを明らかにしたるもの。フランス革命の時の亡命貴族の例。租界に逃居して財産の安固を計る現時支那官僚富家の例。

注四 社会主義が私有財産の確立せる近代革命の個人主義民主主義の進化を継承せるものなりとはこのゆえなり。民主的個人をもつて組織なれざる社会は奴隸的社会万能の中世時

国家は、かつて家の子郎党または武士らの私  
 確実に経済的諸侯政治を築き終れるものなり  
 り経済的封建制たらんとす。米国のごときは  
 家は統一国家にあらずして経済的戦国時代た  
 注一 経済的組織より見たるとき、現時の国

す。  
 に対しこれに違反したる者は天皇の範を蔑にし  
 国家改造の根基を危くするものと認め、戒厳  
 令施行中は天皇に危害を加うる罪および国家  
 に対する内乱の罪を適用してこれを死刑に処  
 す。

を求むるを得ず。  
 この納付を拒む目的をもって現行法律に保護  
 家に納付せしむ。

私有財産限度超過額の国有  
 私有財産限度超過額はすべて無償をもつて国  
 家に納付せしむ。  
 の回顧のみ。  
 に構成するにせよ、要するに原始的共産時代  
 せざる社会主義は、いかなる議論を長論大著  
 すなわちその私有財産なり。私有財産を尊重  
 代なり。しかして民主的個人の人格的基礎は

もとより無産階級の復讐的騒乱を是非するに  
 うは必ずしも希望するところにあらず。また  
 注三 違反者に対して死刑をもつてせんとい  
 切迫せる当面の経綸を有するをもつてなり。  
 その資本をして有史未曾有の活用をなすべき  
 なる所有に対して賠償をなすあたわず、実に  
 第三の理由は、国家として不合理  
 なるものにして賠償する時は、彼らは  
 公債に變形したる依然たる巨富をもつて国家  
 の経済的統一を致損し得べきかを有するをも  
 つてなり。第三の理由は、国家として不合理  
 なるものにして賠償する時は、彼らは  
 公債に變形したる依然たる巨富をもつて国家  
 の経済的統一を致損し得べきかを有するをも

るをもつてなり。理由の第二は、公債をもつ  
 少数者に停滞し蓄積せられたるものにかかわ  
 歩と共同の生産による富が悪制度のため彼ら  
 大資本家大地主らの富はその実社会共同の進  
 注二 無償をもつて徴集する所以は、現時の  
 兵を養いて攻戦討伐せし時代より一現時の統  
 一に至れり。国家はさらにその内容たる経済  
 的統一をなさんがために、経済的私兵を養い  
 て相殺傷しつつある今の経済的封建制を廃止  
 し得べし。

もあらず。実に貴族の土地徴集を執行するに大西郷が異議を唱うる諸藩あらば一挙討伐すべき準備をなしたる先哲の深慮に学ぶべしとするものなり。二、三十人の死刑を見れば天下のごとく服せん。

改造後の私有財産超過者  
 国家改造後の将来、私有財産限度を超過したる富を有する者はその超過額を国家に納付すべし。

国家はこの合理的勤労に対してその納付金を国家に対する献金として受け明らかにその功労を表彰するの道を取るべし。  
 この納付を避くる目的をもって血族その他に分有せしめまたは贈与するを得ず。

違反者の罰則は、国家の根本法を紊乱する者に対する立法精神において、別に法律をもつて定む。

注一 現時の致富と改造後の致富とが致富の原因を異にするを了解すべし。

注二 最少限度の生活基準に立脚せる諸多の

国家が国際間に生活する限り国家の至上権に  
 を現代見るごとき無政府状態に放任するもの  
 富に何ら立法的制限なきは国家の物質的統制  
 国家の擁護する所以。数百万数千数億万の  
 内に生活する限り神聖なる人権の基礎として  
 国家の擁護する所以。数百万数千数億万の  
 富に何ら立法的制限なきは国家の物質的統制  
 国家が国際間に生活する限り国家の至上権に

注四 私人壹百万円を有せば物質的享樂およ  
 び活動において至らざる所なし。国民の国家  
 内に生活する限り神聖なる人権の基礎として  
 国家の擁護する所以。数百万数千数億万の  
 富に何ら立法的制限なきは国家の物質的統制  
 国家が国際間に生活する限り国家の至上権に

等に限度ありといえどもいささかも勤勉を傷け  
 ず。壹百万円以上の富は国有たるべきがゆえ  
 に、工夫は多くの賃銀を要せず商家は広き買  
 客を欲せずと思考する者なし。

社会改造説に対して、最高限度の活動権域を  
 規定したる根本精神を了解すべし。深甚なる  
 理論あり。

注三 前世紀的社会主義に対する一般かつ有  
 利の非難、すなわち各人平等の分配のために  
 勤勉の動機を喪失すべしというごとき非難を  
 この私有財産限度制に移し加うるを得ず。第

一、私有財産権を確認するがゆえに尠しも平

等的共產主義に傾向せず。しかして私有財産

に限度ありといえどもいささかも勤勉を傷け



る中堅たり得べし。かつその大多数は農民と  
 みならずその間の愛国的常識は国民の完全な  
 おいて国民たる義務を最も多大に果したるの  
 注一 在郷軍人はかつて兵役に服したる点に  
 る常設機関となす。

在郷軍人団は在郷軍人の平等普通の互選によ  
 る在郷軍人団会議を閉きてこの調査徴集に当  
 る常設機関となす。

造中の秩序を維持すると共に、各地方の私有  
 財産限度超過者を調査し、その徴集に当らし  
 む。

在郷軍人団会議

天皇は戒厳令施行中、在郷軍人団をもつて改  
 造内閣に直属したる機関とし、もつて国家改  
 を制定する所以なり。

において国家の所有に納付せしむる所以。

注五 私産限度超過者が法律を遵守せずして

不可行に終るべしと狐疑するなかれ。刑法を

遵守せずして放火殺人をあえてする者あるが

ゆえに刑法は空想なりという者なし。国憲を

紊乱する者に課罰する別個重大精密なる法律

を制定する所以なり。

まざればなり。第二の理由はこの改造が官僚  
 でに脱税等に見るごとく事々国家を欺きて止  
 用いざる所以はそれらと大富豪との納托はす  
 注四 国民の資産納税等に関与する各官庁を

ら  
 ず。  
 ものにして白己の国民の弾圧に用うべきにあ  
 らず。  
 き不幸なり。かつ日本の軍隊は外敵に備うる  
 のと結合して、同族相屠ふる彼らは悲しむべ  
 注三 現役兵をもつて現在労働しつつあるも  
 るべし。

いて、労兵会の最も組織立てるものとも見ら  
 人団は兵卒の素質を有する労働者なる点にお  
 団のいかに合理的なるかを見るべし。在郷軍  
 ドイツその他の労兵会に比するとき在郷軍人  
 注二 ロシアの労兵会およびそれに倣いたる  
 に見るごとき騒乱なく真に日本のみもつぱら  
 にすべき天佑なり。  
 組織あるがゆえに、改造の断行において露独  
 労働階級なり。しかしてすでに糸紊れざる  
 労働者なるがゆえに、同時に国家の健全なる

るを得ず。  
与しまたはその他の手段によりて所有せしむ

この限度を破る目的をもつて血族その他に贈  
価拾万円とす。

日本国民一家の所有し得べき私有地限度は時

巻三 土地処分三則

私有地限度  
平等普通の互選と明示せるを見よ。

注六 現在の在郷軍人会そのものにあらず。

るは論なし。

議は各種の労働団体によりて協力補佐せらる

論なし。しかしてまたもとより在郷軍人団会

官庁をして必要に応じて協力補佐せしむるは

に一の過誤失当なきを期するために必要なる

注五 もとより在郷軍人団がその調査と徴集

重大なる眼目。

国民のためにする改造なる根本精神に基づく

の力による改造にあらずして国民みずからが

私有地限度を超過せる土地はこれを国家  
 私有地限度を超過せる土地の国納  
 に必然的に經由しつつある過程なり。  
 私有地限度を超過せる土地の国納  
 私有地限度を超過せる土地はこれを国家

主張する社会主義的思想と根拠を異にす。ま  
 た土地は神の人類に与えたる人権なりとい  
 うがごとき愚論の価値なきは論なし。すべてに  
 平等ならざる個々人はその経済的能力享樂お  
 よび経済的運命においても画一ならず。ゆえ  
 に小地主と小作人の存在することは神意とも  
 いうべく、かつ社会の存立および発達のため

存立を認むる点は、一切の地主を廃止せんと  
 注二 時価拾万円として小地主と小作人の  
 国家は当然に土地兼併者の自由を制限すべし

注一 国民の自由を保護し得る国家は同時に  
 国民の自由を制限し得るは論なし。外国の侵  
 略またはその他の暴力より完全にその土地を  
 私有し得る所以はすべて国家の保護による。  
 資本的経済組織のために国内に不法なる土地  
 兼併が行なわれて、大多数国民がその生活基  
 礎たる土地を奪取せられつつあるを見ると  
 国家は当然に土地兼併者の自由を制限すべし

を制限するものに過ぎず。ゆえに私有財産限  
 と国民大多数の自由のために少数者の所有権  
 所有権思想の變更にあらず。単に国家の統一  
 この私有地限度超過を徴集することは近代的  
 その所有権を喪失したるもの。これに反して  
 に一変すると共に、強力がその強力を失いて  
 力による占有にあらずして労働に基づく所有  
 るものなりき。維新革命は所有権の思想が強  
 取なると否とを問わず強者の権利の上に立て  
 ものなり。中世の所有権思想はその所有が奪

たるも、所有権の本質において全く近代的の  
 る形において中世貴族の土地を所有せるに似  
 注一 日本現時の大地主はその経済的諸侯た

違反者の罰則は戒厳令施行中前掲に同じ。  
 付せず。  
 を超過する者はその超過額だけ賠償公債を交  
 その私有財産と賠償公債との加算が私産限度  
 ただし私産限度以上に及ばず。  
 国家はその賠償として三分利付公債を交付す  
 に納付せしむ。

将来その所有地が私有地限度を超過したる者  
 将来の私有地限度超過者  
 注 前掲の如し。  
 有地限度超過者の土地の評価徴集に当るべし  
 在郷軍人団会議は在郷軍人団の監視の下に私  
 土地徴集機関

羨むの類。  
 語の直訳や「レニン」の崇拜は佳人の醜婦を  
 に後進国なるは論なし。土地問題において英  
 わち軍事政治学術その他の思想において遙か

みつつあるものに過ぎず。彼が多くの特すな

に維新革命を五十年後の今において拙劣に試  
 また現時ロシアの土地没収のごときは明らか  
 歩の程度においても雲泥の差あるを知るべし  
 この私有地限度制とはその思想においても進  
 で破裂せしめたるアイルランドの土地問題と  
 も解決するあたわずしてついに独立問題にま  
 注に ゆえに中世貴族の所有地を現今に至る  
 を得るものなり。  
 度以下において所有権に伴う権利として賠償

た別個の理論を土地民有制に築くもの多し。  
 家の多くは国民平等の土地分配を主張してま  
 難なし。これに反対してロシアの革命的思想  
 等の小作人たるべしというは原理としては非  
 もって国民は国家の所有の土地を借耕する平  
 兼併を移して国家そのものを一大地主となし  
 注一 社会主義的議論の多くが大地主の土地  
 年賦金額年賦期間等は別に法律をもって定む

有たらしむ。  
 ざる農業者に給付し、年賦金をもってその所

者より納付したる土地を分割して土地を有せ

徴集地の民有制

別に法律をもって定む。

法を紊乱する者に対する立法精神において、

ることを得ず。違反者の罰則は、国家の根本

与しまたはその他の手段によりて所有せしむ

この納付を拒む目的をもつて血族その他に贈

交付を求むべし。

はその超過せる土地を国家に納付して賠償の

が限度以内において各人の所有権を認めらる  
 しくその経済生活の基本たるをもって、資本  
 の住宅地と異なりて農業者の土地は資本と等  
 論を有す。かつ動かすべからざる原理は都市  
 本としての物質生活より築かるべき幾多の理  
 権に移し、もって土地民有制を取ること日  
 農法の国情なるに考えてこれを自作農の所有  
 家の権利にして国有なり。しかして日本が小  
 の土地を徴集することは最高の所有者たる国  
 善の処分をなせば可なりとす。日本が大地主

を決し得る国家はその国情の如何を考えて最  
 るべきも可能なり。すなわち二者のいずれか  
 なると共に、アイルランドの貴族領が国有た  
 ことこれのみ。ロシアに民有論の起るは正当  
 国家が国有とも民有とも決定し得べしという  
 を享受せしむるがゆえに、最高の所有者たる  
 だ国家の保護によりてのみ各人の土地所有権  
 のにあらず。もし原則というものあらば、た  
 両一の原則を予断してすべてを演繹すべきも  
 しかしながらかかる物質的生活の問題はある



賠償額の限度および私有財産とその加算が私  
 の賠償として三分利付市債を交付す。

都市の土地はすべてこれを市有とす。市はそ  
 都市の土地市有制

究的憶説に誘導さることあたわず。

会組織また人性を無視したるこれら両極の学  
 の欲望を併有す。したがって改造なるべき社  
 に両極の誤謬なり。人類は公共的と私利的と  
 の動機なりと立論する旧派経済学と同じ。共  
 論の偏局せることは、私利的欲望を経済生活

らず。人類を公共的動物とのみ、考うる革命

用地を耕してその勤勉を持続し得るものにあ  
 器にて満足せざるごとく、勤勉なる農夫は借  
 んとするに在り。熱心なる音楽家が借用の楽  
 て、全国民にその所有権を保障し享樂せしめ

注二 この日本改造法案を一貫する原理は、  
 りとす。

なる所有権を設定さるることは国民的人権な  
 るごとく、土地またその限度内において確實

ある時代の社会主義者の市立の家屋を考えし  
 べく、数拾万円の高楼を建つるものあるべし  
 基づくものなり。三坪の邸宅に甘ずる者ある  
 注四 家屋は衣服と等しく各人の趣味必要に  
 料の騰貴はまた循環的に市の財源を豊かにす  
 自由なると共に、その発達より結果する借地  
 がって都市の積極的発達はこの財源によりて  
 注三 都市はその借地料の莫大なる収入をも  
 って市の経済を遺憾なからしむるを得。した  
 ものなり。

奪わるるあたわず。もってこれを市有とする  
 その発達より結果せる利益を単なる占有者に  
 て大部分都市の発達そのものによる。都市は  
 とく所有者の労力に原因するものにあらずし  
 注二 都市地価の騰貴する理由は農業地のご  
 ては完成せざるをもつてなり。  
 以は、公有とすべき理由が町村の程度におい  
 注一 都市と限りて町村住宅地を除外せる所  
 土地徴集機関また前掲に同じ。  
 有財産限度を超過したる者は前掲に同じ。

有と私的所有の併立を根本原則とす。

を考うべし。要するにすべてを通じて公的所  
 国を有として国家の経営すべき土地の莫大なる  
 得せざるべからざる運命にあり。したがって  
 る土地の国際的分配において将来大領土を取  
 注二 わが日本においては国民生活の基礎た

注一 下掲大資本の国家統一の原則による。

大森林または大資本を要すべき未開墾地また  
 は大農法を利とする土地はこれを国有とし国  
 家みずからその経営に当るべし。

国有地たるべき土地

は五年目ごとに借地料の評価をなす。

に伴う利益を計上するを得ず。このために市  
 者は家屋そのものよりの利得にして、地上権  
 とを得ず。すなわち借家をもって利得をなす  
 に、設定せられたる地上権より利得を計るこ  
 注五 すでに都市の私有地を許なざるがゆえ

なり。

兵隊服を着用せしむべしという一般、愚論  
 ごときは市民の全部に居常かつ終生画一なる

的認識を待つあたわずして常に個人の創造的  
 にありというもその一。新たな試みが公共  
 理由あり。人の経済的活動の動機の一が私欲  
 は前掲の諸注より推して明なるごとく幾多の  
 注二 限度を設けて私人生産業を認むる所以  
 の制限は財産の制限たる前者と全く別事なり  
 産にあらざる借入金をもって生産を営む後  
 視すべからず。合資株式会社合名または自己の財  
 注一 私有財産限度と私人生産限度とを同一  
 における国民の私人生産業また同じ。

私人生産業の限度を資本壹千万円とす。海外  
 私人生産業限度  
 卷四 大資本の国家統一

行動一瞥の価値なし。〔「国家の権利」参照  
 ることに革命的理論を拡張せずしては、言論  
 的分配において不法過多なる所有者の存在す  
 作人のみを解決して得べからず。土地の国際  
 注三 日本土地問題は単に国内の地主対小

注一 大資本が社会的生産の蓄積なりという

を尊重すれば可。

を示すものなり。「マルクス」と「クロポト

活動によるというもその二。いかに発達するも公共的生産が国民生活の全部を蔽うあたわらずして、現実的将来は依然として小資本による私人経済が大部分を占むるものなりというもその三。国民自由の人権は生産的活動の自由において表われたるものにつきて保護助長すべきものなりというもその四。数うるに尽きざるこれらの理由は社会主義がその建設的理論において未だ全く世の首肯を得ざる欠陥

ことは社会主義の原理にして明白なること説明を要せず。しからば社会すなわち国家が自己の蓄積せるものを自己に収得し得るはまた論なし。

注二 現時の大資本が私人の利益のために私人の経営に委せらるることは人命を殺活し得べき軍隊が大名の利益のために大名に私用せらるることと同じ。国内に私兵を養いて私利私欲のために攻伐しつつある現代支那が政治的に統一せるものというあたわざるごとく、

鉄道電信のごとき明白なる社会的機関をすら私人の私有たらしめて甘んずる米国は金権督軍の内乱時代なり。国民の安寧秩序を保持するることが国家の唯一任務なりとせば、国民の死活栄辱を日夜にわたり終生を通じて脅威しつつあるこれらを処分せずしては国家なきに同じ。無政府党は怖るるの要なし。国家が国家みずからの義務と権能とを無視することを畏るべしとなす。

注三 積極的に見るとき大資本の国家的統一

なるをもつて土地超過者と資本超過の処分に  
 注 私有財産限度超過者の調査と徴集が根本  
 在郷軍人団会議たること前掲に同じ。

### 資本徴集機関

私人生産業限度を超過せる資本の徴集機関は  
 在郷軍人団会議たること前掲に同じ。

下の全国民には寸毫の動揺を与えず。

ちいわゆる上流階級なるものを除ける中産以  
 下の株券を有し合資を有する者は、その干与  
 せる株式会社・合資会社の徴集せらるるとき  
 一の傷害なき賠償を受くるものなり。すなわ  
 ちいわゆる上流階級なるものを除ける中産以

有し得るのみなり。これと同時に壹百万円以  
 する大富豪らは、要するにただ壹百万円を所  
 する大富豪らは、要するにただ壹百万円を所  
 さらしに上地徴集においても各所にそれらを有  
 する大富豪らは、要するにただ壹百万円を所

し。

注四 大生産業の徴集においてそれらを有し  
 と理論によりて国家的生産の将来を推定すべ  
 テル」が分立的競争より遙かに有埋なる実証  
 の「カルテル」をさらに合理的にして国家が  
 その主体たるものなり。「トラスト」「カル  
 テル」が分立的競争より遙かに有埋なる実証  
 と理論によりて国家的生産の将来を推定すべ  
 し。

むべしといふことなり。これに対して人類は

ためになる疑惑は事業家の奮闘心を挫折せし

注一 壱千万円以上の生産業が国营たるべき

とを得。

に申達し双方協議のうえ国家の経営に移すこ

また国家経営を合理なりと認むる時は、国家

ざる時といえどもその性質上大資本を利とし

その事業が未だ私人生産業限度の資本に達せ

定む。

対する立法精神において、別に法律をもって

違反者の罰則は国家の根本法を紊乱する者に

その人を任ずるを原則とす。

債を交付しかつ継承したる該事業の当事者に

すべて国家の経営に移すべし。国家は賠償公

りて資本が私人生産業限度を超過したる時は

改造後の将来、事業の発達その他の理由によ

改造後私人生産業限度を超過せる者

しも三年の戒厳令を要せず。

に過ぎず。在郷軍人団をもってする時、必ず

当ることはただ根本を収めて枝葉に及ぶもの



し鞭撻すべし。いわんやかかかる改造組織の後  
 人生産業限度を超過せんとする奮闘心を刺戟  
 腕発揮の自己満足によりて、実に争いて私  
 国家に移れる事業をその人に経営せしむる手  
 は、その事業を発展せしめたる国家的認識と  
 利己的欲望中に合有さるるかかる幾多の動機  
 815  
 すべてを事業家の公共的動機に要めず。その  
 たる争闘より劣るものなし。もとよりあえて  
 一城の主たりという私利的経済的欲望を掲げ  
 軍らが一州を略せば一州を領し一城を抜けば

に戦場に死戦するを見よ。かの戦国時代の将  
 810  
 手腕を発揮せんとする自己満足の動機のため  
 が愛国心のほかにこれら功名的動機、軍事的  
 に合有せらるるを発見すべし。現代の將軍ら  
 会に認識せらるるを欲する功名的動機が多大  
 の発揮を見る自己満足、その経営的手腕の社  
 805  
 るも、事業家の事業経営においてはその手腕  
 るごとし。かつ利己的欲望そのものを解剖す  
 半面より最も有かに説明し尽したるは人の知  
 公共的動物なりという共產主義者の人生観が

他の生産的各省への貸付。私人銀行への貸付  
 海外投資において豊富なる資本と統一的活動  
 したる財産をもって資本とす。  
 る資本、および私有財産限度超過者より徴集  
 私人生産業限度以上の各種大銀行より徴集せ  
 する資本、および私有財産限度超過者より徴集

その一 銀行省  
 国家の生産的組織  
 の根本法として法律化するに過ぎざるなり。

家社会の便益福利以外一点の私的動機を混在

基礎および範囲において直接かつ密接して国  
 家社会の便益福利以外一点の私的動機を混在  
 私人壹千万円の私的産業に至らばその事業の  
 家社会の便益福利以外一点の私的動機を混在

注二 私人壹百万円の私的財産を有するに至  
 したる理論を有す。  
 らば、一切の私利的欲求を断ちてただ社会国  
 家のために尽くすべき欲望に生活せしむべし  
 私人壹千万円の私的産業に至らばその事業の  
 基礎および範囲において直接かつ密接して国  
 家社会の便益福利以外一点の私的動機を混在  
 せしむべきものにあらず。ゆえにこの二者の  
 制限は現今まで放任せられたる道徳性を国家  
 の根本法として法律化するに過ぎざるなり。  
 国家の生産的組織  
 その一 銀行省  
 私人生産業限度以上の各種大銀行より徴集せ  
 る資本、および私有財産限度超過者より徴集  
 したる財産をもって資本とす。  
 海外投資において豊富なる資本と統一的活動  
 他の生産的各省への貸付。私人銀行への貸付

る限り銀行省の預金に不安なし。  
 補いたらず。大日本帝国が国民と共に亡びざ  
 清周に重刑を課するも幾万人の被害者に何の  
 ことは国民生活の一大不安なり。いかに岩下  
 すべき預金等が銀行の破産によりて消散する  
 注三 国民膏血の貯金または事業の運命を決

を有せざるに基づく。  
 と共に、物価を合理的に調整するを得べし。  
 経済界の好況をかえって反対に国民生活の憂  
 患とする現下の大矛盾は一に国家が「金権」

はその金塊を貯蔵して国家非常の用に備うる

注一 現時の分立せる銀行とこの銀行省との  
 対外能力を考うる時、その差等はほとんど支  
 那の私兵と日本の統一軍隊ほどの懸隔を見る  
 べし。私兵を糾合して対外利権を争うがごと  
 きは資本の乏しき日本にとりて必敗なり。

注二 貿易順調にして外国より貨幣の流入横

隘したために物価騰貴に至る恐ある時、銀行省

断しつ々ある現時の状態は実に最悪なる政治  
 山（例えば撫順炭鉱のごとき）を少数者に壟  
 注二 国民の屍山血河によりて獲得したる鉱  
 誤解を防ぐ。

のものの価格が資本なることを忘れんとする  
 所以。機械その他の設備を資本として鉱山そ  
 注一 資本のみならず鉱山の価格を明示せる

種大鉱山を徴集して経営す。銀行省の投資に  
 伴う海外鉱業の経営。新領土取得の時私人鉱  
 業と併行して国有鉱山の積極的開発等。

資本または価格が私人生産業限度以上なる各  
 その三 鉱業省

優勝を争うべし。造船造艦業の経営等。  
 注 これ海上の鉄道国有に過ぎず。その外国  
 同業者との競争能力等は「トラスト」「カル  
 テル」より推論し得べく、以下の各省みな同  
 じ。

その二 航海省

私人生産業限度以上の航海業者より徴集した  
 る船舶資本をもって遠洋航路を主とし海上の  
 優勝を争うべし。造船造艦業の経営等。

徴集したる各種大工業を調整し統一し拡張し

その五 工業省

ざるべし。

なる大帝国建設も百年の寿を全うするあたわ

享有せる領土拡張の生活権利を損傷ん、いか

土地の国際的分配の公正のために特に日本の

らるることは日本の国際的威厳信用を汚辱し

いて、同一なる罪悪を国家国民の責任に嫁せ

洲および極東シベリアに取得すべき運命にお

らず。将来台湾の幾十倍なる大領土を南北満

ときは国家および国民の忍び得べきものにあ

豪等の罪悪が国家の不任不義に帰せらるるご

注 台湾における糖業および森林に対する富

耕地を継承せる時の経営。

将来の新領土における開墾、または大農法の

台湾、北海道、樺太、朝鮮の開墾。南北満洲

国有地の経営。台湾製糖業および森林の経営

その四 農業省

の出現も国家みずから招くもの。

というのほかなし。愛国心の頽廃も無政府党

あり、私人生産業限度あり。私人は悪用すべ  
 注一 すでに私有財産限度あり、私有地限度  
 によりて内閣に提出す。

この目的のためにすべて関税はこの省の計算  
 海外貿易における積極的活動をなす。  
 工業的貨物を案配し、国内物価の調節をなし  
 国家生産または私人生産による一切の農業的  
 工業的貨物を案配し、国内物価の調節をなし  
 その六 商業省  
 後日本の国際的危機の忍ぶあたわざるところ  
 なり。

度に依頼して晏如たることは、今日および今  
 の工業あり。自己の私利を目的とする資本制  
 るごとく日本は自営自給するあたわざる幾多  
 に急務なり。また今回の大戦に暴露せられた  
 織は賢本乏しく列強より後れたる日本には特  
 注 工業の「トラスト」的「カルテル」的組

海軍製鉄所、陸軍兵器廠の移管経営等。  
 の企てざる国家的欠陥たるべき工業の経営。  
 とく外国のそれらと比肩するを得べし。私人  
 て真の大工業組織として、各種の工業ことご

非常に遭遇したるとき国民の不安騒乱を招く  
 するとき原則にあらざるは論なし。しかも  
 れらは非常変態の経済状態にして輸出税を課  
 の利益を国庫に収得するを得べし。ただしこ  
 して国内物価の暴騰を防ぐと同時に、貿易上  
 公私生産品一律に課税さるるは論なし。かく  
 世界市価との差額を輸出税として課税すべし。  
 貴するときには、国家は一般国民の購買能力と  
 界大戦中のごとき世界的物価騰貴のために騰  
 注二 国内の物価が世界的原因、すなわち世

治なり。  
 て物価調節をいうごときは抱腹すべき空想政  
 ごとくここに発す。彼らの大資木を奪わずし  
 出しつつあるを見よ。すべての物価問題こと  
 惜しみを自由ならしめて現時の米価騰貴を現  
 機商人との有する大資本が米穀の買占め売り  
 紊れず整然として行なわるべし。大地主と投  
 あたわず。したがって国家の物価調節は一糸  
 節に反抗して買占め売り惜しみ符をなすこと  
 き大資本を奪われたるがゆえに国家の物価調

の鉄道なるがゆえに山間僻村の支線をも国有  
道そのものの利益を滅殺するものなり。陸上  
の経済的自由を蹂躪するのみならず、国有鉄  
民間の鉄道布設が阻害せらるるは、第一国民  
注二 鉄道の国有なるがゆえに現時のごとく

闘志なきこと明白なり。  
再び南満鉄道の学ばしむることあらば国民に  
注一 鮮血の南満鉄道が富豪に壟断さるるの  
不義と危険とは鉱業省の注に述べたるがごと  
し。もし将来の大領土における諸多の鉄道を

経営に開放すべし。  
私人生産業限度以下の支線鉄道はこれを私人  
設経営の積極的活動等。  
統一。将来新領土の鉄道を継承し、さらに布  
今の鉄道院に代え、朝鮮鉄道、南満鉄道等の

その七 鉄道省  
泰なるべき改造を要す。  
来一大戦争を覚悟するならば特に非常時に安  
本帝国の世界的使命を全うするを得べき。将  
がごとき国家組織をもつてして、如何ぞ大日



注一 国家の徴集し得べき資本の概算は推想

て単に手数料の徴収に止む。

遺産相続税は親子権利を犯すものなるをもつ

一律に課税す。

生産業限度以下の生産を私人に開放して公私

と私人生産との併立する原則によりて、私人

塩、煙草の専売制はこれを廃止し、国家生産

るは論なし。

生産的各省は私人生産者と同一に課税せらる

各種の悪税はことごとく廃止すべし。

應ずるを得べし。したがって基本的租税以外

費的各省および下掲国民の生活保障の支出に

生産的各省よりの莫大なる収入はほとんど消

莫大なる国庫収入

律せらるべし。国家の大本は一にして二なし

の原則および大資本の国家統一の原則の下に

有たるべきものと、また実に私人生産業限度

もはなはだし。鉄道の国有たるべきものと民

る幹線をも民有とすべしとは道理に合せざる

とし、海上の鉄道なるがゆえに全世界に通ず

するを得べきも、その真実を去るはなはだ遠

きことは在郷軍人団の調査徴集を必要とする

所以なり。

注二 国家の生産的収入の増大するに従いて

ただに悪税のみ、ならず多くの租税を廃止し

得るの時来るべきは推想し得べし。

注三 遺産相続を機として国家が収得を計ら

んとする社会政策者流の人権的思想に不徹底

なるを思考すべし。

卷五 労働者の権利

労働省の任務

内閣に労働省を設け国家生産および個人生産  
に雇傭さるる一切労働者の権利を保護するを

任務とす。

労働争議は別に法律の定むるところによりて

労働省これを裁決す。この裁決は生産的各省

個人生産者および労働者の一律に服従すべき

ものなり。

注一 自由契約とせる所以は国民の自由を  
定す。

労働賃銀は自由契約を原則とす。

その争議は前掲の法律の下に労働省これを決

労働賃銀

民の自衛権を蹂躪する重大なる暴虐なりとす。

らに同盟罷業を禁圧せんとするは、大多数国

り。永久的に認めらるべき労働者の特権にあ

注二 同盟罷工は工場閉鎖と共にこの立法に

至るべき過程の階級闘争時代の一時的現象な

与かるところにあらず。

動をなす時は文部省が解決すべし。労働省の

所属たる内務省が決定すべく、教師が増給運

たたとえば巡査が生活権利を主張する時はその

って軍人・官吏・教師等は労働者にあらず。

私の生産業に雇傭せらるる者をいう。したが

注一 労働者とは力役または智能をもって公

べてに通ぜる原則として国家の干渉を背理と認むるによる。真理は一社会主義の専有にあらずして自由主義経済学の理想にまた犯すべからざるものあり。等しく労働者というも各人の能率に差等あり。特に将来日本領土内に居住しまたは国民権を取得する者多き時、国家が一家の異民族につきその能率と賃銀とに干渉し得べきにあらず。現今においては資本制度の圧迫によりて労働者は自由契約の名の下に全然自由を拘束せられたる賃銀契約をなしつつあり。しかも改造後の労働者は真個その自由を保持していささかの損傷なかるべきは論なし。

注二 自由（すなわち差別観）を忘れてただ観念的平等に立脚したる時代の社会主義的理想家は国民に徴兵制のごとく労働強制を課せんと考えしことあり。人生は労働のみによりて生きるものにあらず。また個々人の天才は労働の余暇をもって發揮し得べきものにあらず。何人が大経世家たるか大発明家、大哲学

者、大芸術家たるかは、彼らの立案すること  
 く社会が認めて労働を免除するという事前に察  
 知すべからずしてことごとく事後に認識せら  
 るるものなればなり。社会主義の原理が実行  
 時代に入れる今日となりてはそれに付帯せる  
 空想的糟粕は一切棄却すべし。

労働時間

労働時間は一律に八時間制とし日曜祭日を休  
 業して賃銀を支払うべし。

農業労働者は農期繁忙中労働時間の延長に応  
 じて賃銀を加算すべし。

注 説明の要なし。ただし余の時間をもって  
 修養に享楽に自由なる人権に基づきて、家庭  
 的労働をなしまた他の営業をなすは等しく個  
 人の自由なり。

労働者の利益配当

私人生産に雇傭せらるる労働者はその純益の  
 二分の一を配当せらるべし。

この配当は智能的労働者および力役的労働者  
 を総括したるものにして、各自の俸給賃銀に

各種の人力を要す。企業家は企業的能力を提  
 てこれらの資本より利益を得んとしてここに  
 所有せしむるすべての力は国家なり。しかし  
 地等そのものは全く自然の存在にしてそれを  
 の遺産たり、社会の共同的産物たり。鉱山土  
 機 械 そのものは人類の知識を結晶したる祖先  
 らの資本に労働を加えて利益を計る者なり。  
 に 加 えて利益を計ると同じく、労働者はそれ  
 業 的 能 力 を その 資 本 た る 機 械 ・ 鉱 山 ・ 土 地 等  
 と は 旧 派 経 済 学 の 誤 説 な り 。 企 業 家 が そ の 企  
 業 的 能 力 を その 資 本 た る 機 械 ・ 鉱 山 ・ 土 地 等

し。  
 注一 労働者はその労働を売却するものなり  
 を通じて国民として国家の全生産に発言すべ  
 事業の経営收支決算に干与する代りに衆議院  
 配当に代わるべき半期ごとの給付を得べし。  
 国家的生産に雇傭せらるる労働者はこの利益  
 農業労働者と地主との間またこれに同じ。  
 よび收支決算に干与す。  
 労働者はその代表を選びて事業の経営計画お  
 比例して分配す。

供し労働者は智能的力役的能力を提供す。労働者の月給または日給は企業家の年俸と等しく作業中の生活費のみ。一方の提供者には生活費のみを与えてその提供のために生れたる利益を与えず他方の提供者のみ生活費のほか

にすべての利益を専有すべしとは、その不合理にして無智なることほとんど下等動物の社会組織というのほかなし。労働者が経営計画に参加するの権はこの一方の提供者としてなり。

注二 国家生産の労働者に利益配当を用いざる所以は、国家は全生産の永遠的経営を本旨とするがゆえに、全国家の生産的活動のためにある省にはことさらに投売を行なわしめて損失を顧みざることあるごとく、ある省を犠牲としてある省の対外競争をもっぱらならしむることもあるべきをもつてなり。かかる場合において各別に利益配当をなす時に非常なる不公平を生じ甲省の労働者の利益配当を奪いて乙省のそれに与うるがごときを生ずべし

したがってまた生産方針に干与するの権は国  
 家全局の生産成績を達観し得べき衆議院にお  
 いてせざるべからざる所以となる。  
 労働的株主制の立法  
 私人生産業中株式組織の事業はそれに雇傭さ  
 るる肉体的精神的労働者をして、みずからそ  
 の株主たり得る権利を設定すべし。

注一 これ自己の労働と自己の資本とが不可  
 分的に活動するものなり。事業に対する分担  
 者としての当然なる権利に基づきて制定さる  
 べし。別個生産能率をも思考すべし。

注二 私人生産業限度内の事業において将来  
 半世紀一世紀間は現代のごとき腐敗破綻を来  
 たす怖れあるものと推定すべし。したがって  
 労働的株主を併存せしむることは内容的根本  
 的につねに該事業を健確に支持すべし。

注三 労働的株主の発言権は労働争議を株主  
 会議内において決定し、一切の社会的不安な  
 からしむべし。

借地農業者の擁護



注 国民人権の上より説明を要せず。満十六歳以下とせるは下掲の国民教育期間なるをも

の限りにあらず。  
 尊族保護の下に尊族において労働する者はこの限りにあらず。  
 刑に処す。  
 反して雇傭したる者は重大なる罰金または体

満十六歳以下の幼年労働を禁止す。これに違反して雇傭したる者は重大なる罰金または体

論は繁殖すべし。  
 幼年労働の禁止  
 存せしむるすべてのところに、旧世紀の革命

の間に巣くわしむべからず。旧社会の情勢を

注二 一切の地主なからしめんと叫ぶ前世紀の旧革命論を、私有限度内の小地主对小作人

定して一切の横暴脅威を排除すべき細則を要す。  
 注一 限度以上の土地を分有せしむる大本は別

私有地限度内の小地主に対して土地を借耕する小作人を擁護するため、国家は別個国民

人権の基本に立てる法律を制定すべし。

してその樂を奪うとも止むを得ざる人間生活者多き近き将来においては婦人を工場に駆使を炎天に晒らしてその美を破り、または貧困

注一 現時の農業發達の程度においては婦人けしむ。(「国民の生活権利」参照)。

国家非常の際に処し婦人が男子の労働に代わり得べきために男子と平等なる国民教育を受けしむ。ただし改造後の大方針として国家はついに婦人に労働を負荷せしめざる国是を決定して施設すべし。

婦人の労働は男子と共に自由にして平等なり。婦人労働

る幼少なる同胞を酷使して何の国民道德ぞ。布せんとする者が、みずからの国家内における幼少なる同胞を酷使して何の国民道德ぞ。益なるは論なし。四海同胞の人道を世界に宜すべき教育を施したる後の労働が幾百倍の利益にして残賊するよりもその天賦を完全に啓発

実に国家の生産的利益の方面より見るも幼童ににして残賊するよりもその天賦を完全に啓発

保護するに最も厳励なるべきをもつてなり。

つてなり。体刑を課する所以は国家の児童を

国家組織が下掲のごとく母としてまた妻として争いて認めらるべき将来を仮想するの要なし日本婦人の人格は欧米のごとく男子の職業を争いて認めらるべき将来を示すものなりし来たりかつ異にすべき将来を示すものなりとく、日本と欧米とが全然発達の傾向を異にし来たりかつ異にすべき将来を示すものなり注二 この点は女子参政権問題におけるがごとく、日本と欧米とが全然発達の傾向を異にし来たりかつ異にすべき将来を示すものなり

活を保証するに至らば、良妻賢母主義の国民思想によりて婦人労働者は漸次的に労働界を去るべし。

残賊しその子女を残賊する者なり。この改造

によりて男子の労働者の利得が優に妻子の生活を保証するに至らば、良妻賢母主義の国民思想によりて婦人労働者は漸次的に労働界を去るべし。この改造

なる者は婦人なり。婦人はすでに男子のあたわざる分科的労働を十に分に負荷して生れたる者。これらの使命的労働を廃せしめて全く天性に合せざる労働を課するは、ただに婦人そのものを残賊するのみならず、直にその夫を残賊しその子女を残賊する者なり。この改造

ての婦人の生活を保証し、婦人が男子と平等の国民教育を受くるならば、その妻としての労働、母としての労働が人格的尊敬をもって認識せらるるは論なし。

注三 婦人は家庭の光にして人生の花なり。婦人が妻たり母たる労働のみとならば、夫たる労働者の品性を向上せしめ、次代の国民たる子女をますます優秀ならしめ、各家庭の集合たる国家は百花爛漫春光駘蕩たるべし。とくに社会的婦人の天地として、音楽・美術・文芸・教育・學術等の広漠たる未墾地あり。この原野は六千年間婦人に耕やし播かれずして残れり。婦人が男子と等しき牛馬の労働に服すべき者ならば天は彼の心身を優美纖弱に作らず。

## 卷六 国民の生活権利

### 児童の権利

満十五歳未満の父母または父なき児童は、国

民たる点において国民的人権を有するをもつ  
 せるは、父母の如何にかかわらず、第二の国  
 児童の権利として児童そのものを権利主体と  
 のそれにおいてもなんら後顧の憂なし。その  
 子女の国家的保障のため戦場においても平和  
 牲的冒険を敢行し得たるごとく、国民はその  
 顧の憂なきがためにその道義的奮進または犧  
 なる生長にあり。封建時代の武士がすべて後  
 注一 人の居常かつ終生の憂懼は子女の安全  
 らるべし。

童は、国家と協議の上この権利を放棄せしめ  
 あるいは特種能力において教養せられ得る児  
 父母の遺産を相続せる児童、または母の資産  
 労働を課して賠償に充てしむ。  
 その父に対して賠償を命じ、従わざるものは  
 た同じ。ただしこの場合において国家は別途  
 父生存してしかも父に遺棄せられたる児童ま  
 児童の保護者を経て給付す。  
 家の児童たる権利において、一律に国家の養  
 育および教育を受くべし。国家はその費用を

てなり。

注二 父なき児童が孤児と同一なる権利を有する所以は、婦人は男子たる父と同一なる労働をなすあたわざる原則に基づく。慈悲深き賢母を労働の苦役に駆り貞節なる良妻を売淫の汚濁に投ずるは、夫たり子女たる国民の忍ぶあたわざるところ。国家は夫と子女と婦人そのものとのためにその義務を完うせざるべからず。ただし母その人の生活は母自身の維持すべきものとす。

注三 父生存して遺棄せられたる児童また同じきはすべてこの理由による。結婚と単なる情交とを差別せず、しかして賠償を別途に命じて同居を父に強いざる所以は、遺棄んたる事情が背徳にせよまたは積極的活動のためにせよ干渉すべからざる別事なればなり。

注四 父母共になき児童を孤児院に收容せざる所以は、孤児院の弊害はなはだしきと、児童の保護者として血族長者の保護に優る者なきをもつてなり。全然保護者なき孤児は国家

扶養せしむるは欧米の質的個人主義と雲泥の

注二 実男子または養男子に貧困なる老親を

時に婦人人権の擁護なり。

負担せしめざるは日本古来の不文律にして同

傷づくるに至らしむ。すなわち婦人に老親を

さらに婦人をして夫の前にその人格的尊重を

依頼せしむることは、父母の屈従不安を招き

いえども、その老親の扶養を夫の資産労働に

る。かつその女が他家に嫁して余力ある者と

一人以上を生活せしむる労働力なき原則によ

の義務を負荷せしめざる所以は、婦人は自己

注一 実男子または養男子として婦人に扶養

の義務を負う。

つ労働に堪えざる不具廃疾は国家これが扶養

の男女、および父または男子なくして貧困か

貧困にして実男子また養男子なき六十歳以上

国家扶養の義務

性保護となる。

注五 以上児童の権利はおのずから同時に母

の收容すべきは論なし。

め、日本精華に基づく世界的常識を養成し、学制を根本的に改革して、十年間を一貫せし

の十カ年間とし、男女を同一に教育す。国民教育の期間を、満六歳より満十六歳まで

国民教育の権利  
 養を完うすべし。もとより別個の問題なり。  
 注四 兵役義務のために不具廃疾となれる者の国家扶養の義務は別に法律をもってその扶

となりて、立法の精神を殺すものとなるをもつてなり。  
 注三 不具廃疾者をその兄弟遠族または慈善家の冷遇に委するは不幸なる者に虐待を加うると同じ。その母または女子に負荷せしめざる所以は、愛情ありといえども扶養能力なきがゆえに、結局その兄弟または娘の夫の負担

差あるもの。かの「ロイドジョージ」氏の試

みたる養老年金法案のごときは、国民の大部

分が扶養すべき男子を有するがゆえに、日本

においてはこの掲ぐる例外的不幸を除きて

無用なる立法なりとす。



国民個々の心身を充実具足せしめて、おのその天賦を發揮し得べき基本を作る。英語を廃して国際語（えすぺらんと）を課し第二国語とす。

女子の形式的また特殊的課目を廃止し小学、高等小学、中学校に重複するものを廃して一貫の順序を正しくす。体育は男女一律に丹田の鍛冶より結果する心身の充実具足に一変す。したがって従来の機械的直訳的運動および兵式訓練を廃止すべし

男女の遊戯は擊劍・柔道・大弓・薙刀・鎖鎌等を個人的または団体的に興味づけたるものとし従来の直訳的遊戯を廃止す。この国民教育は国民の権利として受くるものなるをもつて無月謝、教科書給付中食の学校支弁を方針とす。

男生徒に無用なる服装の画一を強制せず。校舎はその前期を各町村に存する小学校舎とし、後期を高等小学校舎とし、一切物質的設備に浪費せず。

おいて父母の助手としてみずから修得すべし。前者は無用にして有害なり。後者は各家庭に  
 目は全然廃止すべきものとなる。前者を強制  
 子の専科とせる裁縫、料理、育児等の特殊課  
 式的課目女礼式、茶湯、生花のごときまた女  
 きをもつてなり。したがって女学校特有の形  
 での女子は男子と差別すべき必要も理由もな  
 許すべき年齢にあらざると共に、満十六歳ま  
 国民教育が常識教育にしてある分科的専攻を  
 注二 女子を男子と同一に教育する所以は、

その使命的啓発に向つて進むを得べし。  
 たるべく、さらにその基本をもつておのおの  
 育は、その終了と同時に完全具足したる男女  
 かりしをもつてなり。一貫したる十年間の教  
 の窮乏せると、教育せらるべき国民に余裕な  
 の薄弱を来すものなり。これ教育すべき国家  
 民教育の終了とするは国民個々の不具と国家  
 を解し得るか得ざるかの小学程度をもつて国  
 常道常識を教育せらるるもの。ようやく文字  
 注一 男女共中学位程度終業をもつて国民たる

よりてその害毒の緩和せられたる天佑を有すも英語思想以上に影響を与えたるドイツ語に輸入と同じ。ただ英語ほど普及せずしてしかは英国人が支那人を亡国民たらしめたる阿片ず。英語が日本人の思想に与えつつある害毒本は英語を強制せらるる英領インド人にあらず。英語が世界的知識の供給者にあらず。また日務にもあらず。現代日本の進歩において英語注三 一切にわたりて英語を廃する所以。英語は国民教育として必要にもあらず、また義務にもあらず。現代日本の進歩において英語

女子に礼式作法が必須課目ならば男子にも男子のそれがしかるべく、茶の湯、生花がしかるならば男子に謡曲を課せざれば不可。車夫の娘に「ビフテキ」の焼方を教授し外交官の妹に袴の裁方を説明し、月経なき少女に育児を講義するとき、今の女子教育のすべては乱暴愚劣真に百鬼夜行の態なり。学校はすべてにあらず。各人の欲するところに随い各家の生活事情に応じて学ぶべき幾多のものを有す。

活的躍動たる根本義においてとくに急務なり  
 を駆逐することは、国家改造が国民精神の復  
 特殊の必要なる専攻者を除きて全国より英語  
 国民教育において英語を全廃すべきは勿論、  
 として恥無き国民に何の自主的人格あらんや  
 に書冊に談話にその単語を挿入して得々情々  
 浮薄軽兆なる知識階級なるものを作り、店頭  
 は直ちに支配となる。一英語の能否をもって  
 那を思わしむ。言語は直ちに思想となり思想  
 も一利に対して千百害あること阿片輸入の支  
 那を思わしむ。言語は直ちに思想となり思想  
 は直ちに支配となる。一英語の能否をもって

内容皆無の文化運動。単にこれらをのみ視る  
 的精神に対する非難として輸入されつつある  
 破せんがために存する日本の軍備および戦闘  
 ある平和主義・非軍国主義が、その特権を打  
 せんとする国際的特権のために宣伝されつつ  
 れつつある「デモクラシー」。英米人の持続  
 的根拠を欠如したる民本主義となりて輸入さ  
 教。人格権の歴史的覚醒たる民主々義が哲学  
 洞なる会堂建築として輸入されたるキリスト  
 るのみ。英語国民の浅薄なる思想を通じて空

るごとし。成年者が三月または半年にて足る組織と簡明正確と短日月の修得とは世人の知  
 必須的に確信せることなり。国際語の合理的  
 教育者も、何らかの言語を習得すべきことを  
 来れる慣習のために、その程度の教育者も被  
 しかして不幸なる幸は中学教育に英語を課し  
 語の組織根抵よりの革命ならざるべからず。  
 は文字または単語のみの問題にあらずして言  
 して配列せられたるを発見すべし。国語問題  
 英語を訳し漢文を読むにすべて日本文が顛倒  
 して配列せられたるを発見すべし。国語問題

いてことごとく心理的法則に背反せることは  
 も言語の組織そのものが思想の配列表現にお  
 を決行するとき、幾分文字の不便は免るべき  
 とにある。その最も急進的なるローマ字採用  
 は日本の言語文字のはなはだしく劣悪なるこ  
 の議論百出に見るごとく、国民全部の大苦惱  
 改良、漢字廃止、言文一致、ローマ字採用等  
 しかしながら実に他の欧米諸国に見ざる国字  
 注四 国際語を第二国語として採用する所以  
 とす。

新たにインド人・支那人・朝鮮人の移住を迎  
 とき、現在の欧米各国語を有する者のほかに  
 極東・シベリア・濠州等をその主権下に置く  
 に説くごとく、日本は最も近き将来において  
 必要ありという積極的理由。下掲国家の権利  
 注五 国際語の採用がとくに当面に切迫せる

のずから国際語を第一国語として使用するに  
 至るべし。したがって今日の日本語は特殊の  
 研究者にとりて梵語、「ラテン」語の取扱を  
 受くべし。

の理法によりて五十年の後には国民全部がお  
 にまず第二国語として並用する時、自然淘汰  
 る国語に苦しむ日本はその苦痛を逃るるため  
 語とせんと決議せしほどのもの。最も不便な  
 団体は大戦のはるかに以前これをもつて国際  
 世界的常識を得べし。しかして欧米の革命的  
 ならず。児童は国際語をもつて国民教育期間に  
 てなお何の実用に応ずる完成を得ざる比にあ  
 して完成すべきことは、英語が五年間没頭し  
 国際語の修得が、中学程度の児童、一二年に

注六 体育を丹田本位と決定する所以は、た  
 るまでの権花一朝の栄のみ。  
 なくして大領土を有することはただ瓦解に至  
 当然に国際語のために亡ぶべし。言語の統一  
 の欧州各国語、支那、インド、朝鮮語はまた  
 決するごとく、百年を出でずして日本領土内  
 存する自然淘汰律は日本語と国際語の存亡を  
 からず。劣悪なる者が亡びて優秀なる者が残  
 存する自然淘汰律は日本語と国際語の存亡を  
 日本領土内に一律なる公語を決定し彼らが日  
 本人と語るときに彼らの公語たらしめざるべ  
 ならず。劣悪なる者が亡びて優秀なる者が残  
 存する自然淘汰律は日本語と国際語の存亡を  
 決するごとく、百年を出でずして日本領土内  
 の欧州各国語、支那、インド、朝鮮語はまた  
 当然に国際語のために亡ぶべし。言語の統一  
 なくして大領土を有することはただ瓦解に至  
 るまでの権花一朝の栄のみ。

英語を語る顛倒事をなすあたわざるならば、  
 がシベリアにおいて露語を語り濠州において  
 三、五年の将来に迫れるものなり。主権国民  
 劣悪なるというあたわす。この難問題は実に  
 ソド人・支那人の国語また決して日本語より  
 る国語を有する欧人に強制するあたわす。イ  
 我みずから不便に苦しむ国語を比較的好良な  
 れに対して朝鮮に日本語を強制したるごとく  
 わが新領土内に雑用せしめざるべからず。こ  
 うるがゆえに、ほとんど世界すべての言語を

だ肉体の一面のみを見るも根本的体育たるを  
 もつてなり。すでに日本の各方面に先覚者の  
 簇出して実証を示しつつあるところなり。こ  
 れらに示さるるごとくインドに起りたるアジ  
 ア文明は世界より封鎖せられたる日本を選び  
 て天の保存したるもの。単に手足を動かし器  
 具に依頼し散歩遠足をもつて肉体の強健を求  
 むる直訳的体育は実に根本を忘れて枝葉に走  
 りたる彼らの悪模倣なり。特に女子をして優  
 美纖麗のままに発達したる強健を得せしむる  
 には丹田の根本を整うる以外一の途なし。変  
 性男子のごとき醜き手足を作りてしかも健康  
 の根本を培わざる直訳体操はとくに嚴禁を要  
 す。

注七 兵式体操を廃止する所以は、その形式  
 また実に丹田の充実を忘れたる外形的整頓に  
 促われたるものによるも一理由なり。かつ下  
 掲のごとく日本国民は永久に兵役の義務を有  
 し、かつ一年志願兵特権はこれらの訓練ある  
 を一理由となすをもつてそれをも廃止するが



さは床柱を背にして小猿のごとく跪坐する洋  
 生活に没交渉なる直訳的遊戯を課するの滑稽  
 尚武的価値を求むるに及ばず。日本人の一般  
 任すべし。現今の武器の前に立ちてこれらに  
 の本旨を傷くべからず。こは生徒の自由に一  
 雲泥の相違あり。精神的価値等を挙げて遊戯  
 いて「ベースボール」「フットボール」等と  
 遊び女子が長刀鎖鎌を戯るはその興味にお  
 注八 単純なる遊戯として男子が撃剣柔道に  
 遊び女子が長刀鎖鎌を戯るはその興味にお  
 いて「ベースボール」「フットボール」等と  
 雲泥の相違あり。精神的価値等を挙げて遊戯  
 の本旨を傷くべからず。こは生徒の自由に一  
 任すべし。現今の武器の前に立ちてこれらに  
 尚武的価値を求むるに及ばず。日本人の一般  
 生活に没交渉なる直訳的遊戯を課するの滑稽  
 さは床柱を背にして小猿のごとく跪坐する洋

兵の素質において二等卒も今の少尉級に劣ら  
 ず。

ゆえに、兵役においてすべきことはすべて兵  
 営においてすべし。さらに他の一理由は日本  
 の将来は陸上にあると同一以上の程度におい  
 て海上にあるがゆえに、国民教育においてた  
 だ陸軍的模倣をなさしめて海兵的訓育を閑却  
 することの矛盾なるをもってなり。国民教育  
 の要は根本の具足充実にあり。丹田本位の心  
 身を鍛冶し十年間一貫の常識教育を施さばも  
 って海兵に用うべくもって陸兵に用うべし。  
 兵の素質において二等卒も今の少尉級に劣ら  
 ず。

服姿と同じ。

1465

74

1470

1475

1480

注九 国民教育の児童に対して無月謝、教科書給付、中食の学校支弁とする所以は、国家の児童に対する父母としての日常義務を果すものなり。現今の中学程度における月謝と教科書とは一般国民に対する門戸閉鎖なり。無月謝より生ずる負担は各市町村これを負うべく、教科書は国庫の経費をもつて全国の学校に配布すべし。中食の学校支弁の理由は第一に登校児童のために毎朝母を労苦せしめざることなり。第二の理由はその中食に一塊の「パン」薩摩芋、麦の握飯等の簡単なる粗食をなさしめ、もつて滋養価値を云々して眞の生活を悟得せざる科学的迷信を打破するにあり。第三の理由は幼童の純白なる頭脳に口腹の欲に過ぎざる物質的差等をもつて一切を高下せんとする現代までの悪徳を印象せしめざるにあり。学校としては简单なる事務にして、もし児童の家庭が悪感化によりて食事を肯んせざる者あらば教師の権威をもつてその保護者

注一二 以上の国民教育の説明によりて大学

するごとき摸倣的浪費の一。

も今の中学校程度において別個の教室を設備

明示したり。器械的科目たる理化学において

って、現時の校舎を直ちに使用すべきことを

は戒厳令施行中より実施すべきものなるをも

直訳的摸倣なり。この国民教育の根本的革命

注一一 校舎に巨費を投ずるはまた最悪なる

す。

は教育にあらずして。ただ外形の摸倣なりと

75  
1490  
て何の便不便ぞ。実に今の日本教育のすべて

を得ざる大々の不便をその父母の経済に課し

うは別問題なり。居常の衣服を登校に用ゆる

うと一般なり。和服の不便なる裁方なりとい

もってそれを室内の制服として強制せんとい

も現時の欧米に「キモノ」服が普及したるを

なる一理由なり。その不合理なることあたか

靴洋服を強制することは実に門戸閉鎖の有力

注一〇 今の中学程度の男生徒に制服として

を召喚訓責すべし。

実かえって婦人の分科的労働の助力あるがゆ  
 衣食するかとの誤解ありて、男子の労働がその  
 離婚を目的とせず、実に婦人が男子の労働に  
 云々の意味にあらず。かつこの訴は必ずしも  
 注一 現行法律における離婚の理由たる虐待

はこれを拘留しまたは罰金に処す。  
 売淫婦の罰則を廃止しそれを買う有婦の男子  
 課罰す。  
 姦したる者は婦の訴によりて婦人の姦通罪を

その権利を保護せらるる法律を得べし。  
 人人権の蹂躪と認む。婦人はこれを告訴して  
 婦人の分科的労働を侮蔑する言動はこれを婦  
 婦人人権の擁護

その夫またはその子が自己の労働を重視して  
 は単科大学の校舎となすを得。  
 れを取り毀ち、または大学予備校の校舎また  
 用なるべき各地の中学女学校舎はあるいはこ  
 自費たること等は推想し得べし。しかして不  
 および大学予備校の方針、またそれが生徒の



束せんとするなり。彼らの昏迷せる自由の解  
 がために夫の濫用せんとする恋愛の自由を拘  
 らず。一夫一婦は妻の恋愛を自由ならしめん  
 らず。自由は自由の侵害者を拘束せざるべか  
 あらざるごとく一夫一婦制は何らの特権にあ  
 らず。自由は自由の侵害者を拘束せざるべか  
 らず。一夫一婦は妻の恋愛を自由ならしめん  
 がために夫の濫用せんとする恋愛の自由を拘  
 束せんとするなり。彼らの昏迷せる自由の解

る反逆と考うるは、あたかも政治的特権者に  
 向つて叫ばれたる政治の自由を平等なる国民  
 間に脱線せしめて、相犯さざる各自の自由を  
 蹂躪することも等しく政治の自由なりという  
 低能者の昏迷なり。国民平等の自由が特権に  
 あらざるごとく一夫一婦制は何らの特権にあ  
 らず。自由は自由の侵害者を拘束せざるべか  
 らず。一夫一婦は妻の恋愛を自由ならしめん  
 がために夫の濫用せんとする恋愛の自由を拘  
 束せんとするなり。彼らの昏迷せる自由の解

利において残虐なる一方を処罰すべし。第三  
 の理由は婦人人権の擁護なり。  
 注三 この一夫一婦制の励行はかの自由恋愛  
 論の改訳革命家と人生の理解を根本より異に  
 せるものなり。かれに従えば男子の姦通罪を  
 罰する法律の代りに女子の姦通罪を罰する現  
 行法律を廃止せば足れりというべし。自由恋  
 愛論の価値は恋愛の自由を拘束する時代の政  
 治的経済的宗教的阻害者を打破せんとする点  
 にあり。これを途方もなき一夫一婦制に対す

罪を檢舉せざる原則による。かくして軽き国をもつてせるは婦の訴なき場合において姦通の意味において加罰するものなり。拘留罰金に一夫一婦の大本を紊る者なるをもつて別個の意思において加罰するものなり。拘留罰金をもつてせるは婦の訴なき場合において姦通罪を檢舉せざる原則による。かくして軽き国

て男子に及ばざると等しき片務的横暴なり。

男子を罰せざるは姦通罪が婦人をのみ、罰し

注四 現行法律が売淫婦人をのみ罰して買淫到来せず。たる境地なり。ただし今はこれを説くの時期この一夫一婦制は理想的自由恋愛論の徹底したる境地なり。ただし今はこれを説くの時期の保護者とのために制限せらるるは論なし。さるるごとく、恋愛の自由また国民道徳とそ自由が社会と個人その人の利益のために制限自由なりと結論せしむるものなり。すべての自由が社会と個人その人の利益のために制限

家の制裁を受くることによりて、男子は家族  
 に対する権威を失し交友における信用を損す  
 る重大なる苦痛を受くるをもっておのずから  
 身を慎みまたもって婦人人権の擁護となり、  
 全家族生活の保障を加うることとなるべし。  
 注五 独身の男子を除外せるは決してその性  
 欲を正義化する所以にあらず。婦人が純潔を  
 維持するごとく男子がその童貞を完うして結  
 婚することは双方の道義的責務なり。そのこ  
 れを罰せざる理由は、未婚婦人が純潔を破る  
 も法律の干与せざると等しく道德的制裁の範  
 囲に属するをもってなり。  
 国民人権の擁護  
 日本国民は平等自由の国民たる人権を保障せ  
 らる。もしこの人権を侵害する各種の官吏は  
 別に法律の定むる所によりて半年以上三年以  
 下の体刑を課すべし。  
 未決監にある刑事被告の人権を損傷せざる制  
 度を定むべし。また被告は弁護士のほか、自  
 己を証明し弁護し得べき知己友人その他を弁



特に職業弁護人と限らるるがために被告の平  
 人の自由を無視または制限さるる理由なし。  
 注三 被告人は罪人にあらずしたがって弁護  
 はおのずからにして跡を絶つべし。  
 の根本にして明白ならば未決監中の人権蹂躪  
 に加算する等のことあるにて明らかなり。こ  
 有罪を仮定するがゆえに未決期の日数を刑期  
 のごとき凌辱なし。警察また然り。要するに  
 遇しつつあることは純然たる封建の遺風なり  
 これを反対に無罪なる者と仮定するとき現時  
 のごとき凌辱なし。警察また然り。要するに

注二 未決監にある被告を予備囚徒として待  
 とし。  
 慄より来たる反省改過は鏡にかけて見るがご  
 わざる官吏横暴国なるをもってなり。この戦  
 弊風実に体刑をもつてせずんば一掃するあた  
 切る大汚濁なり。体刑と明示せる所以はその  
 国より一步を先んぜんとする国民的覚醒を裏  
 わが国の官吏のごときは少なし。これ欧米諸  
 注一 人権を蹂躪してかえって得々たること

常事件の真相に通ずる者をもつて直接に法官と対せしむるあたわず。ために事件の鑑察、法の適用において遺憾多く、被告の不利および延いて法官の判断を誤り法の威厳を損傷するはなほだしき現状なり。

注四 社会主義者のある者のごとく一切の犯罪なき理想郷を改造後の翌日より期待するは空想なり。もとより現今の政治的経済的組織より生ずる犯罪の大多数は直ちに跡を絶つべきは論なし。国家の改造とはその物質的生活の外包的部分なり。終局は国民精神の神的革命ならざるべからず。十年一貫の国民教育が改造の根本的内容的部分なり。

勲功者の権利  
 国家に対しましてまたは世界に対して勲功ある者は戦争・政治・学術・発明・生産・芸術を差別せず、一律に勲位を受け、審議院議員の互選資格を得、いちじるしく増額せられたる年金を給付せらるべし。

婦人また同一なるは論なし。ただし政治に干

財産を分与するものなるかのごとく考え、ま  
 注一 社会主義共産主義を誤解してその私有  
 ものなり。  
 有財産を有せしむることを国策の基本とする  
 ますます国民の大多数をして数十万数万の私  
 犯すべからざる国民の権利なり。国家は将来  
 限度以下の私有財産は国家または他の国民の

を維持すべき物質的条件を欠くべからず。  
 私有財産の権利  
 限以下

注二 勲功に伴う年金が現時のごとき消極的  
 の小額なるは不可なり。すべての光栄はそれ

とを  
 注一 国民は平等なると共に自由なり。自由  
 とはすなわち差別の義なり。国民が平等に国  
 家的保障を得ることはますます国民の自由を  
 伸張してその差別的能力を発揮せしむるもの  
 なり。かの勲位を忌み上院制を否む革命的思  
 想家は、人類の進化程度を過上に評価せる神  
 学者的要求に発足する者なりと見るべし。  
 を除く。

与せざる原則によりて審議院議員の互選資格

たは国民のすべてにその日暮しその年暮しの生活をなさしむるものと考うるがごときは、現実的改造の要求せられつつある現代社会革命説の躍進的進歩を解せざる者なり。したがってこの改造後の国民にしていかなる思想に導かるるにせよ、国民の財産権を狙す者は、人類社会の存する限り存すべき法律の原則によりて、強窃盗として罰せられまたは乞食として待遇せらるるは論なし。

注二 年々多大の収益ありて近く私産限度を超過すべくしかして超過額を国家に納付するを欲せざる目的をもつて、限度以下の時において、自己自身の欲望に従いて消費せんとするはまた国民権利なり。この権利は国家の保障する所有権の行吏にしてその消費が道徳的なると酒色遊蕩なるを問うの要なし。人はおのおのその人を中心または分子としたる小社会を国家内に有し、ある者は国境を超越したる大社会の中心または分子たり。したがってその消費せるところを収得する者は国家の

手を経由せざる国民なり。私産限度制は国家の国民を審せざる程度の富の限度を定むるもののみ。これを誤解して限度超過額の上納を促すものとしたまたは国民の独自放胆なる消費を拘束するものと考えうべからず。

### 平等分配の遺産相続制

特定の意志を表示せざる限り、父の遺産はその子女に平等なる分配をもって相続せらる。父の妻たるその母また同じ。

母の遺産は夫たる父においてすべて相続せら

るべし。

注一 遺産相続の正義を規定するに見るも、合理的改造案が必ず近代的個人主義の要求を一基調とすることを知るべし。

注二 現代日本にのみ、存する長子相続制は家長的中世期の腐屍のみ。父母の愛の百千分の一に足らざる長子の愛情利害に一切弟妹の運命を盲従せしむるは没人情の極。本然の人情そのものがすべての法律道德の根源なるを忘るべからず。

過般の暴動と米国市中の黒白人争闘とを比較  
 中最も近き民族に過ぎざるなり。したがって  
 き人種的差別あるものにあらず。単に一人種  
 人と日本人とは米国内の白人と黒人のごと  
 第一歩において立証するものなり。由来朝鮮  
 築かんとする日本は全然その能力なきことを  
 むるごときことあらば、将来大ローマ帝国を  
 注一 朝鮮をして日本のアイルランドたらし  
 国の一部たり一行政区たる大本を明らかにす  
 地にあらず。日韓合併の本旨に照して日本帝  
 朝鮮は日本の属邦にあらずまた日本人の植民  
 朝鮮の郡県制  
 朝鮮を日本内地と同一なる行政法の下に置く  
 造方針  
 卷七 朝鮮その他現在および将来の領土の改

注三 遺産相続に際して国家が課税の理由な  
 きことは、相続者則被相続者の肉体的延長な  
 るをもってなり。

鮮人の血液が多量なりといふことは、實にその類型を現すものなり。すでに王朝貴族に朝  
 鮮人の血液が多量なりといふことは、實にそ  
 る人々の面貌多く朝鮮人に似たるはすべてそ  
 の類型を現すものなり。すでに王朝貴族に朝  
 鮮人の血液が多量なりといふことは、實にそ  
 る人々の面貌多く朝鮮人に似たるはすべてそ  
 時代の貴族に多く、現に公脚華族と称せらる  
 量に引ける者は彼と文明交渉の密接せし王朝  
 も明白なり。とくに純潔の朝鮮人の血液を多  
 よび土着人の化学的結晶なりとせらるるにて  
 かは人類学上日本民族は朝鮮・支那・南洋お  
 血液がいかに多量に朝鮮人のそれを混じたる  
 系統に属するものなり。しかして現在吾人の

由したるによりて明らかなるごとく全然同一  
 俗との一部なり。国民生活の根本たる思想に  
 おいては有史以来日本の文明交渉が朝鮮を経  
 注二 朝鮮人が異民族たる点はその言語と風  
 間題たりとす。責任問題たり、道義  
 のもの能力問題たり、道義  
 題の中に入らず。ただ一に統治国たる日本そ  
 倍を感じざるべからず。朝鮮問題は同人種間  
 の問題なるがゆえにいわゆる人種差別撤廃問  
 題の中に入らず。ただ一に統治国たる日本そ  
 のもの能力問題たり、責任問題たり、道義  
 間題たりとす。

の貴族の血液が皇室に入り得べき特権階級たりし点において、日本の元首そのものが朝鮮人と没交渉にあらずということなり。あえて今次の朝鮮太子と日本皇女との結合をもって日鮮の融合が試みらるるにあらず。これ決して人種問題の範囲にあらず。

注三 要するにすべての原因は朝鮮が日本、支那・ロシアの三大圏に介在して自立するあたわざりし地理的約束と、その道義的廃頹より一切の政治・産業・学術・思想の腐敗萎微を来して内外相応じて亡びたるものなり。朝鮮そのものの歴史が示すごとく、また清国がこれを属国とせんがために起りたる日清戦争および満洲に來たれるロシアがそれを侵略せんとせしがために破れたる日露戦争に示すごとく、その亡国たるべき内外呼応の原因は統治者が日本たらざる時は露支兩國のいずれかなりしは明白なり。日本の国防に取りて彼が日本の脅威たる強国の領有または同盟者たる危機は、あたかも英国に取りてベルギーがド



イツの領土たり同盟国たるそれと同じき存亡  
 問題なり。今次の大戦においてもしベルギー  
 がドイツと握手ししかして英国の軍隊がそれ  
 を撃破してベルギーに滞陣せしとせよ。彼は  
 講和会議においてその独立を承認せざるのみ  
 ならず明らかにその領有を主張すべきは論な  
 し。朝鮮の亡国的腐救はことごとく事大的国  
 是となりて現われ、日清戦争においては清国  
 に従い、日露戦争においてはロシアを迎え、  
 いささかも英国とベルギーの結託に似たるも  
 のなかりしは開戦原因を顧れば明白なり。こ  
 の間においてかの革命党のみは大局を達観し  
 日本と結びて独立を企画して労苦止まざりし  
 といえども、ついに日露開戦に至るまで国政  
 を把りて志を行なうあたわざりき。しかして  
 戦争中日本の朝鮮における立場は英国のベル  
 ギーにおけるごとくならず、朝鮮全部を掩有  
 するに實力をもつてしたり。国内の革命党は  
 依然として志を得ず、露国また依然として強  
 大を維持し講和条件は単なる休戦条約として

調印せられたり。自立しあたわざる地理的約  
 束と真個契盟するあたわざる亡国的腐敗のた  
 めに、日本は露国の復讐戦に対する自衛的必  
 要に基づきて独立擁護の誓明を取り消したる  
 ことが真相なり。これ侵略主義にあらず、ま  
 たいうところの軍国主義にあらず。朝鮮を領  
 有する結果より見て、あたかも百万円を貯蓄  
 したる結果より見て、それが高利貸によると  
 忠実なる労働によるとを考査せずして等しく  
 守銭奴と詈り侵略者と誣ゆるは昏迷者の狂言  
 なり、重大なる罪惡なり。朝鮮の亡国史を知  
 り露国の脅威に戦裸したる危機を顧るならば  
 アイランド独立問題を朝鮮に直訳して論及  
 するの理なし。空疎守旧の学説と薄弱なる意  
 志と衆愚の喝采を足れりとする虚栄と、実に  
 通俗政治家の標本たる「ウイルソン」輩の通  
 弁に得々たりしいわゆる学者なる者の反省を  
 要す。

注四 ゆえに日本存立の露防上より朝鮮は永  
 久に独立を考うべきものにあらず。ロシアの

し所以なり。インドまたはアフリカの住民が  
 の属邦にあらずまた植民地にあらずと明示せ  
 アフリカが植民地たるに対して、朝鮮は日本  
 全く別事なり。インドが英国の属邦たり英領  
 フリカ植民地を独立せしめずということとは  
 ことは、英人がインドを独立せしめずまたア  
 注五 この国防上朝鮮を独立せしめずという  
 をも打算外に置くあたわず。

再建を想像するよりも、反動の襲来または真  
 乎の建国者によりて「ピーター」大帝の再現  
 つつある未開後進なる彼に対するには現代的  
 の将来に存す。ようやく中世史の革命を学び  
 「レニン」なき後真に再建せらるべき十年後  
 の脅威は過渡時代の「レニン」にあらずして  
 うことは国家の国際的権利なり。特にロシア  
 し来るべきと、日本が国防上朝鮮に抛りて戦  
 多の謬妄を付帯せる社会革命説を奉じて殺到  
 ツアール」が侵略し来れると「レニン」が幾  
 りと考うるごときは齒牙に足らざる浅慮。「  
 脅威が「ツアール」の亡びたるをもって去れ

が「コルシカ」をフランスの本国と平等なら  
 国の士官学校に学べり。しかも革命フランス  
 カ「独立の戦陣に生まれ独立の憤を抱きて敵  
 注六 「コルシカ」島民の大皇帝は「コルシ

ども生起せざるは論なし。  
 ざるものなく、独立問題のごとき希うといえ  
 の施設ことごとく日鮮人の融合統一を来たな  
 本の西海道なる所以を明らかにするとき百般  
 日韓合併の天道に反するものなり。朝鮮が日  
 策を模倣したるがゆえに、根本精神よりして

時の対鮮策なるものは甚だしく英国の植民政  
 嫁せしめたる政略的のものにあらず。実に現

したるものにして、泣く泣く匈奴に皇女を降  
 日鮮人のついに一民族たるべき大本を具体化  
 るべし。日本皇室と朝鮮王室との結合は実

部たること北海道と等しく正に「西海道」た  
 ずまた植民地たるべからず。朝鮮は日本の一  
 も近き異民族なる点において属邦たるべから  
 は古来の混血融合のみならず同一人種中の最  
 全然英人と人種を異にせるに對して、日鮮人

れる民族主義が近世史の一大潮流なりしは言

注二 ナポレオンの世界統一主義に対して起

賦与せらるるを明らかにするものなり。

て、日本国民たる国民権を最初にかつ完全に

鮮人が日本人と大差なき民族たる理由により

らざるは論なし。朝鮮が日本の西海道たり朝

注一 これ流行のいわゆる民族自決主義にあ

この準備のために約十年後より地方自治制を

実施して参政権の運用に慣習せしむ。

参政権を得せしむ。

約二十年後を期し朝鮮人に日本人と同一なる

朝鮮人の参政権

由を対鮮策の眼目となす。

本国の一部としての平等、日本人としての自

特にその心臓肺肝の重きをなさんとす。日本

シベリアとに革命大帝国を建つる時、朝鮮は

ざりき。日本海を庭池として南北満洲と極東

対する愛国心を「エルパ」島に葬るまで変ぜ

開放するや、独立党の青年士官はフランスに

しめ「コルシカ」島民をフランス人の自由に

恋愛を自決せしむべしといわば如何。ある民  
 婆にも生活を自決せしむべく十歳の少女にも  
 を認識する人道主義を滑稽化して八十歳の老  
 き笑倒の沙汰。老幼男女を論ぜず各人の人格  
 の命題に代うるに人間自決主義というがごと  
 民族自決主義と名づくるに至りては人道主義  
 主義というがごとき合理的命題なり。これを  
 の少女あるがごとし。民族主義の本旨は人道  
 者とあるは、あたかも等しき人間の中におい  
 て自決するあたわざる八十歳の老婆あり十歳  
 の少女あるがごとし。民族主義の本旨は人道

おいて自決するを得る覚醒的民族と然らざる  
 ざる伝来の民族主義なり。幾多の民族の中に  
 んとする時、これ無用なる自決の文字を加え  
 民族が内的興奮によりて外部的圧迫を排斥せ  
 て自決するかを欠けるがためなり。覚醒せる  
 失う所以は外部的圧迫と内部的廃頹により  
 そもそも何ぞや。ある民族がその国家組織を  
 至りて空想化し滑稽化したるなり。自決とは  
 ルソンの口より民族自決主義と呼ばれるに  
 うの要なし。ただこれがかの暗昧なる「ウイ

し者を、日本の懷に抱かれて少女のごとく生  
 はロシアの玄関に老婆のごとく窮死すべかり  
 枝葉においていかなる非難あるにせよ、朝鮮  
 自決のかなきこと十歳の少女のごとし。末節  
 ことは八十歳の老婆のごとく、合併以後未だ  
 注三 実に朝鮮は合併以前自決の力なかりし  
 命題の製造者を潮弄すべし。

に列席すべかりしなり。しかしてその主張を  
 堂々たる非国家主義世界統一主義に宣明する  
 彼らは大いなる歓迎をもって噴飯すべきこの  
 命題の製造者を潮弄すべし。

ルサイユ」に行かずしてスイスの社会党大会

をいうか。しからば「ウイルソン」は「ヴェ  
 ごとく一切の強国は分解すべし。強国の無用  
 らに向つて自決を迫らば各家庭の分散すべき  
 庭において老婆少女を有するがごとし。これ  
 種老幼の民族を包有せざるものなきこと各家  
 終局理想たるべきものなり。現時の強國中各  
 遇せざるべき人道主義がすなわち民族主義の  
 この国際間にかける民族の老幼をも圧迫し虐  
 族は老婆のごとくある民族は少女のごとし。

長しつ々あるはこれを無視するあたわず。すでに日本の懐に眠れる以上、日本建国の天道によりて一点差別なき日本人なり。日本人とし日本人たる権利においてその生長と共に参政権を取得すべき者なるは論なし。

注四 約十年といい約に十年という年限を予定したるは、過去の専制政府等が民権運動に譲歩するときなるべく長く専制を維持せんと欲する期間の留保にあらず。数百年問の半亡国史は実に朝鮮人の道念をも生活をも腐敗し尽したるをもつて、真の国家的覚醒ある鮮人はこれを現在新精神によりて教育せられつつある人々の生長に待つのほかなきをもつてなり。教育とは必ずしも「サーベル」教師にあらず。必ずしも日本語の教科書にあらず。愛国的暴動のごときこれを覚醒して顧るとき貴重なる政治教育の一なり。医学に万能の薬品なきにかかわらず政治学に参政権を神権視することとは欧米の迷信なり。かの投票神権説に累せられて、鮮人にまず参政権を与えて政治



よりて正義を二にせざることを誇りとす。朝鮮にある内鮮人は平等の権利においてその分配を受くべし。日本建国の精神は内外人に再びするを許さず。拓殖会社の土地は土地私有程度によりて一度国家に徴集すると共に、朝鮮にある内鮮人は平等の権利においてその分配を受くべし。日本建国の精神は内外人に再びするを許さず。拓殖会社の土地は土地私有程度によりて一度国家に徴集すると共に、

のアジアに与えられたる使命は英人の罪悪を注一 東洋拓殖会社の横暴は実に当年の東イ

の三大原則は大日本帝国の根本組織なるをもつて現在および将来の帝国領土内に拡張せらるるものなり。

三原則の拡張

私有財産限度、私有地限度、私人生産業限度

の三大原則は大日本帝国の根本組織なるをもつて異民族を利得の目的とせる白人のいわゆる植民政策なるものに鉄槌一下せざるべからず。

本たる覚醒的成長を閑却したる愚人の云為なりとす。日本は真個父兄的愛情をもって、かかる短時日間にこの道義的使命を果たし、もつて異民族を利得の目的とせる白人のいわゆる植民政策なるものに鉄槌一下せざるべからず。

鮮におけるいわゆる拓殖政策なるものまた実に欧人の罪悪的制度を直訳したるもの多し。日本はすべてにかいて悪摸倣より蟬脱してその本に返らざるべからず。

注二 将来の帝国領土中、先住国民の大富豪大地主ありて多大の土地を独占しまたは生産を専有する時これを是認するときあらば日本国家はただ彼らの不義なる財産の保護を負担せしめられ、日本国民はただその小作人たり労働者たるに過ぎざるべし。これ主権国

民たる自負と欲望において忍ぶあたわざるところ。ためについに国家の法律を狂げて自国民を保護し彼らの財産を奪わんとする非違を頻出し不仁の名を国家に冠せしむるに至る。

ゆえに日本本国においてまずこの三大原則を確立して拡張せられたる領土に臨むとき、真の公平無私はおのずからにして得べし。大領土を有する名実具足の大日本帝国を考うるものこの三大原則を確立する日本みずからの改造が実に将来の建設に避くべからざる準備な

らしむるは明白に不正不義を残して改造の精  
 の植民政策的頭脳の総督府等にこの大任に当  
 の理由は在郷軍人団なる好適の機関なく、今  
 たる不安騷擾を醸すべきをもつてなり。第二  
 同時に着手するときには、内地の粉囂を誤伝し  
 以は、無智と事情不通とのために日本内地と  
 注一 日本内地の改造を終りたる後に着手する所  
 る官吏または同じき在郷軍人団中より任命す  
 改造執行機関は日本内地の改造に経験を得た  
 の調査徴集に当らしむ。

国家任命の改造執行機関をして土地資本財産  
 これらの領土内に在郷軍人団なきをもつて、  
 ると同時に三大原則の施行に着手す。  
 ただし日本内地の改造を終り戒厳令を撤廃す  
 る生活権利の各条を得せしむるを方針とす。  
 十年ないし二十年後において日本人と同一な  
 決定するに止め、漸を追いてその余を施行し  
 朝鮮・台湾・樺太等の改造はこの三大原則を  
 現在領土の改造順序  
 るを悟得すべし。

ては、取得と同時にこの改造組織の全部を施  
いて日本人とほぼ等しき程度にある者に対し  
将来取得すべき新領土の住民がその文化にお  
改造組織の全部施行せらるべき新領土

べからず。  
亡ぼしたるものの金権政治なりしことを忘る  
ん。国家の内外を毒してついに大ローマをも  
らず。「ウイルソン」輩の呼号何の影響あら  
の資に結びたることに存するを知らざるべか  
い財産を掠めて不安を生活に加え怨恨を糊ろ  
本家の侵略が官憲と相結びて彼らの土地を奪

ならずとはいわず。しかも根本原因は日本資  
注二 過般朝鮮の内乱は今の総督政治が一因

神を傷くるのみならず、あるいは意外の変を  
招くべきをもつてなり。第三の理由は三年間  
の日月は日本の整然たる改造組織を伝聞せし  
むるに十分なるがために、日本大多数国民の  
歓喜を伝えて彼らの大多数国民また速やかに  
その福利恵沢に浴せんことを欲するに至るべ  
きをもつてなり。

て先住の白人種とを統一し、もって東西文明  
 迎え、極東シベリアに支那・朝鮮民族を迎え  
 きは論なし。濠州にインド人種、支那民族を  
 撤廃して日本みずからその範を欧米に示すべ  
 注二 将来の新領土は異人種異民族の差別を  
 べきものなり。

に同じ。

この新領土に移住したる者は居住三年の後右  
 権を取得すべき時期に達せざる者といえども  
 朝鮮人台湾人等の未だ日本人と同一なる国民  
 国民と同一無差別なる権利を有すべし。

その領土取得の後移住し来れる異人種異民族  
 は、十年間居住の後国民権を賦与せられ日本  
 行すべし。ただし日本本国より派遣せられた  
 る改造執行機関によりて改造せらるるものな  
 り。

するがゆえなり。  
 思想制度に感化せられたる彼らの移住を急と  
 西文明の融合を促進するため、特に日本の  
 べき理由なきをもってなり。第三の理由は東  
 を、すでに早く日本国民たりし彼らに拒絶す  
 インド人、支那人の移住者が取得するところ  
 なるをもつてなり。第二に白人の新移住者、  
 移住し居住するほどの者は大体において優秀  
 において三年後に取得し得べき理由は、すでに  
 取得する時期に達せざる国民権をこの領土に  
 移住し居住するほどの者は大体において優秀

注二 朝鮮人台湾人がその故郷にありて未だ  
 る英国の二舞をなさざるは論なし。  
 ばれたる日本国民はまさに天譴に亡びんとす  
 張することは兎戯なり。天道宣布のために選  
 くことが必要なり。単なる地図上の彩色を拡  
 て世界同胞のために真個樂園の根基を築き置  
 暴を制すると共に、先住の白人富豪を一掃し  
 らの領土に施行して主権国民みずから私利横  
 国あるのみ。したがってこの改造組織をそれ

制度なり。米国の建国が社会契約説を理想とする兵士なり。これ彼らの国民精神に適合する

いて義勇兵と名付く。すなわち雇傭契約による兵士なり。これ彼らの国民精神に適合する

注一 支那において傭兵というものの英米において義勇兵制を採用するものあるべし。

現在および将来の領土内における異民族に対しては義勇兵制を採用するものあるべし。

徴兵猶予一年志願等はこれを廃止す。

現役兵に対して国家は俸給を給付す。

兵営または軍艦内においては階級的表章以外の物質的  
生活の階級を廃止す。

徴兵制の維持

国家は国際問における国家の生存および発達

の権利として現時の徴兵制を永久にわたりて

維持す。

国家は国際問における国家の生存および発達

の権利として現時の徴兵制を永久にわたりて

維持す。

注四 日本人の改造執行機関をもつてして土





つつあるものは実に遺憾なく完成したる海上  
 ツが然りしごとく、海上において英国のなし  
 のが軍国主義ならばかつて陸上においてドイ  
 ンツが然りしごとく、海上において英国のなし  
 った私欲をほしのままにせんとする意味のも  
 のにあらざらず。軍備に依頼して弱国を併呑し  
 かの否かは傭兵と徴兵とによりて決せらるるも  
 学ばしむるところなかりしか。軍国主義なる  
 皆兵主義とを混同して臨みし無智の昏迷者に  
 と日本の国家有機体的信仰より結果せる国民  
 本の講和委員は何がゆえに、カイゼリスム  
 と日本の国家有機体的信仰より結果せる国民

義なりしとして攻撃せられざりしがごとし。日  
 を得たるフランスが、会議の人々より軍国主  
 制なりしがゆえに辛うじてドイツを防止する  
 にいわゆる軍国主義にあらざることとは、徴兵  
 ゆることなかりしか。徴兵制そのものが直ち  
 日本国民本有の国家有機体的信仰を彼らに訓  
 国家組織の信念より異にする所以を指摘して  
 は何がゆえに英米と日本とが国民精神の根本  
 つつある国民的大信念なり。日本の講和委員  
 国時代に発源しさらに現代に復興して漲隘し

が乙の徴兵国に破られたりといひ得べし。今  
 兵制のフランスとロシアにして、甲の徴兵国  
 あたわず。特にドイツの実戦したる軍隊は徴  
 を奪われたるを見てその人を弱者なりとい  
 てすでに三人を倒したる者が他の二人より足  
 妄断なることを注意す。一人と五人と角力し  
 たるがゆえに徴兵制の価値を疑うは非常なる  
 建国と信念とにおいては備兵は必ず弱兵なる  
 は論なし。これ徴兵制を明確に永久の制度な  
 りとせる所以なり。ただドイツが最後に破れ  
 たるがゆえに徴兵制の価値を疑うは非常なる

いては必ずしも強兵を意味せずして、日本の  
 ることは無用なる詮議なり。英米の国情にお  
 注二 したがって備兵と徴兵との強弱を論ず  
 て吹きしことは米国史上空前の恥辱なりとす  
 のラツパ卒に使役せられてそれを日本に向つ  
 は悪むべし。かの愚昧なる善人がかかる悪魔  
 防衛せんとするものに己の冠を冠せんとせし  
 他の徴兵によりてかかる軍国主義者の侵害を  
 問題外なる備兵制なりというの理由をもつて  
 軍国主義なり。この軍国主義が、単に自己が

大処に立つを要す。インド人が生殖器の形像  
 たは有害なるものを神のごとく裁決し得るの  
 たは信仰の点を考うるとき、実に価値なきま  
 を移して直ちに説明とするを得べし。思想ま  
 自由は、自由恋愛説の注に説明したるところ  
 由の誤解せる解釈より来る思想の自由信仰の  
 由また絶対的のものにあらざるは論なし。自  
 る自由の意味において、思想の自由信仰の自  
 自由、恋愛の自由が他の社会的生活を犯さざ  
 者あらん。しかしながら政治の自由、経済の

日本が国家の権利として主張するを非議する  
 兵を拒否せんとする者の欧米に多きをもつて  
 注三 ある理想またはある信仰に基づきて徴  
 に認知せられたるは周知のごとし。  
 ヘーグ」元師によりて英国傭兵の光栄は十分  
 だ退却將軍の報告文として古今独歩の文豪  
 戦によりて立証せられたるものにあらず。た  
 者。英米の傭兵とドイツの徴兵との優劣は実  
 て食料と軍需品とを遮断したる任務に働きし  
 次の大戦における英米はただ海上封鎖により

なお我れ刃を出さんがために来れりと宣して  
 においてすら天国の戦を指し、地上において  
 エーカー」宗のごときは、小乗教のキリスト  
 きものなり。かの兵役忌避を本旨とする「ク  
 国家と世界の上にその自由を建設する価値な  
 仰は、ついに十字架上「我れ勝てり」として  
 状態において信仰の自由を鳴号するとき信  
 戦の中途においてまたは退却あるいは降伏の  
 いて凱歌を挙げたる時に認めらるるものなり  
 仰の価値はその民族精神または世界思想に戦

ると同じき意味と程度において然り。思想信  
 恋愛なるがゆえに自由なりと認むるあたわざ  
 がゆえに自由なりと認むるあたわざることは  
 派が一度結婚したる者の離別は地獄の火に焼  
 かる」と信仰すとも、これらの信仰が信仰なる  
 楽行を信仰すとも、キリスト教徒中の旧教一  
 と動物との生殖行為の彫像図画を礼拝して極  
 なりと信仰すとも、チベット人蒙古人が諸神  
 薪を抱いて夫に殉死することを天国に行く道  
 たりと信仰すとも、チベット人蒙古人が諸神  
 と動物との生殖行為の彫像図画を礼拝して極  
 楽行を信仰すとも、キリスト教徒中の旧教一  
 派が一度結婚したる者の離別は地獄の火に焼  
 かる」と信仰すとも、これらの信仰が信仰なる  
 がゆえに自由なりと認むるあたわざることは  
 恋愛なるがゆえに自由なりと認むるあたわざ  
 ると同じき意味と程度において然り。思想信

ついにローマを天火に亡したる一面を有する  
 にかかわらず、ただその殺すなかれの一項を  
 盾として盲守するに過ぎざる者。同じき一神  
 教において「マホメット」は刃を出さんがた  
 めに来れるを明言して「殺すべし」と教うる  
 にあらずや。「コーラン」と共に剣を示して  
 殺すべしという信仰と殺すなかれという信仰  
 とを両立せしむるに Liberty なる「ア  
 ルファベット」七個に依頼せんとするがごと  
 き浅薄なる信念にて何の信仰ぞ。「クエーカ  
 ー」宗の価値は天理教より遙かに以下にして  
 「リングム」礼拝よりいささか以上なる程度  
 のものなり。彼らの信仰が強固にして犠牲を  
 甘んずる事例を挙げて對抗するならば宗教の  
 低級なるものにおいてかかる例の他に無数な  
 るものを挙ぐべく、さらにかく頑迷移さざる  
 もの多きがゆえに殺すべしという回教の信仰  
 によりて答えざるべからず。神は全智にして  
 全能なるがゆえに、いにしえ「ノア」の洪水  
 をもって大殺戮をなし、現時また六月二十八

罰は断々としてその最も重きものを課して可  
 きを輸入して徴兵忌避を企つる者あらば、刑  
 一「宗のごときまた浅薄なる非戦主義のごと  
 る思想なるものの自由をや。将来「クエーカ  
 いわんや学者文士輩の口耳より濫造せられた  
 真に竜車に向う螻蛄の斧。信仰すでに然り。  
 本民族の大乗的信仰に対せんとするときは  
 に二十世紀の今日を待ちて開かれんとする日  
 明の密封せられたる宝庫としてようやくまな  
 き低級極まる小乗的信仰をもって、インド文

うべきのみ。生死の煩悶を天空に求むること  
 エーカー「教徒の神に対して弥陀の利剣を揮  
 大小高級を差別したり。日本国民の神は「ク  
 が神「汝の神」として神その者に自他彼此  
 その人すら彼の弟子らに向いて明らか「我  
 ずという信仰根本の矛盾に立つ者。キリスト  
 がこの殺戮を防ぐあたわざりし完き者にあら  
 否む「クエーカー「宗徒は、神の能力と智見  
 屍山血河あり。神を信じてしかも殺すことを  
 日に始まりて六月二十八日に終れる五年間の

注五 現役兵に俸給を給付すべきは国家の当

想するも存置せしむべき除外例にあらず。

に国家の大綱を紊るもの。他に百利ありと仮

のならざるはなし。この一点を寛過するは実

徴兵忌避の私を包蔵してその猶予を求むるも

って一種の特権階級のごとく考え、心裏実に

大学教育なる高等職業紹介所に入ることをも

るもの。とくに彼らのほとんどすべては今の

庁会社に売出さんとする現経済組織より来れ

今の徴兵猶予は速成学士の「ローズ」物を官

てその使命の大成を準備せしむるものなり。

なる専門的使命ある者も身心の根源を培養し

一年または一年半の軍隊的軍艦的訓練はいか

もっておのずから現役年限の短縮となるべく

前注説明のごとく今の少尉級に匹敵すべきを

一切の理由は消失すべし。とくにその兵質が

貫の国民教育によりてこれらを存置する善悪

差等より結果せるものなるをもつて、十年一

注四 徴兵猶予一年志願兵等は現時の教育的

なり。

なり。

との物質的生活を平等にする所以は自明の理

注六 兵營または軍艦内における将校と兵卒

り。いし英米を見よ。生産各省の収入優に余りあ

し。あるいは国庫の負担堪えざるをいわん。し

しからば多大なる俸給による傭兵をもって戦

を必然する義務の忘却は可なりというの理な

グイキはこれを防ぐべく、「ボルセヴィキ

に爆発するの日はすなわち労働者と結合した

る労兵会の出現ならざるべからず。「ボルセ

ヴィキ」はこれを防ぐべく、「ボルセヴィキ

を必然する義務の忘却は可なりというの理な

却に封じつつあるとき、兵卒そのものが憤恨

この強兵をなす根源を提唱する者なく、すべ

起なり。軍隊の強盛を念とする軍事当局すら

何らの賠償をななざることとは国家の権利を濫

用するものなり。この権利濫用の下に血涙を

呑みし爆発は眼前に見るロシアの労兵会の蹶

然なる義務なり。俸給が傭兵のそれと全く別

個の義なるは論なし。国民の義務にせよ、父

母妻子の負担ある男子よりその労働を奪いて



あり。まさかに兵卒と同じき飲食にては戦争  
 おいて千百人といえども足れりとせざる必要  
 士卒に赦さるる將軍は日本の最も近き将来に  
 の義務を履行せしがゆえなり。士卒を殺して  
 のれみずから兵卒と同じき弁当を食いし平等  
 彼が旅順包圍軍より寛過されし理由の一はお  
 をなしてかの大犠牲を来たせしにかかわらず  
 將軍が軍事眼より見て許すべからざる大錯誤  
 き将来はナポレオンの軍隊を必要とす。乃木  
 等の理解に立ちしがゆえなり。日本の最も近  
 將軍が軍事眼より見て許すべからざる大錯誤

欲とその物質的生活が兵卒と大差なかりし平  
 ポレオン軍の連勝せし精神的原因は、彼の無  
 り。これに反して皇帝に墮落せざる以前のナ  
 独り美酒佳肴を列べしは一の例外なき史実な  
 校がつねに兵卒の粗食飢餓を冷視しておのれ  
 神を知らざる者なり。敗戦国または亡国の將  
 も改めざるごときはほとんど軍隊組織の大精  
 等を設けて部下の反感を平時に養成し戦時に  
 いうがごとく、口腹の欲に過ぎざる飲食に差  
 なり。古来將は卒伍の飲食に後れて飲食すと

者に對して戦争を開始するの権利を有す。(  
 大領土を独占して人類共存の天道を無視する  
 国家はまた国家自身の發達の結果他に不法の  
 めに開戦するときには国家の権利なり)。  
 題としてインドの独立および支那の保全のた  
 するの権利を有す。(すなわち当面の現実問  
 るる他の国家または民族のために戦争を開始  
 するの権利を有す。開戦の積極的権利  
 国家は自己防衛のほかには不義の強力に抑圧さ  
 する他の国家または民族のために戦争を開始  
 するの権利を有す。(すなわち当面の現実問

たる自由あるがごとし。  
 は兵卒が等しくその範圍において貧富に応じ  
 庭等の隊外生活において物質的差別あるべき  
 を導くべき内応者なりというべし。ただし家  
 腐敗將校とは、実に日本に「レニン」の宣伝  
 かなり。労兵会を作らしむべき宮廷の権臣と  
 き、その国の往くべき唯一の途は革命か亡国  
 かる唾棄すべき思想が上級將士を支配すると  
 なす兵卒が戦争するあたわずというもの。か  
 に堪えずという者あるまじ。これその飲食を

ごとく、日本および近接のアジア七億の民族  
 おのれを利しつつある現状が正義にあらざる  
 らざるは論なし。英国がインドを牛馬視して  
 義を逸す。正義とは現在の状態そのものにあ  
 を侵害しておのれを利せんとするに至って正  
 のものは不義にあらざりして他の正当なる利己  
 が道徳にあらざると同じ。したがって利己そ  
 正義なり。自利が罪惡にあらざることとは自滅  
 状打破の自己的行動が正義視せらるること  
 めに占有者または侵略者を排除せんとする現  
 状打破の自己的行動が正義視せらるること  
 正義なり。自利が罪惡にあらざることとは自滅  
 が道徳にあらざると同じ。したがって利己そ

あらざることとは、他の民族が積極的覚醒のた  
 的発展のために戦うことの単なる我利私欲に  
 て正々堂々たる宣布となるもの。日本が積極  
 卑怯なり。真の徹底的理解はおのずからにし  
 求むるは国家生活の権利を半解するより来る  
 名分を掲げ、またはこれを自己防衛の口実に  
 んとするときことごとく自他を欺く旧道徳的  
 注一 近代に至つて世界列強が戦争を開始せ  
 向つて開戦するときには国家の権利なり。

主義者は根本思想の自己矛盾なり。「ヒュー  
ス」が労働者出身なりとも、「レニン」が社  
会主義者なり軍国主義なりと考うる欧米社会  
の戦の権利なきか。国内における無産階級の  
闘争を認容しつつひとり国際的無産者の戦争を  
侵略主義なり軍国主義なりと考うる欧米社会  
主義者は根本思想の自己矛盾なり。「ヒュー  
ス」が労働者出身なりとも、「レニン」が社

より濠州を封鎖しつつある現状は同一なる不  
義なり。支那を併呑し朝鮮を領有せんとした  
る「ツァール」の利己が当時の状態において  
不義なりしごとく、広漠不毛のシベリアを独  
占して他の利己を無視せんとするならば「レ  
ニン」政府現在の状態また正義にあらず。正  
義とは利己と利己との間を画定せんとするも  
の。国家内の階級争闘がこの画定線の正義に  
反したるがために争わるごとく、国際間の  
開戦が正義なる場合は現状の不義なる画定線  
を変改して正義に画定せんとする時なり。英  
国は全世界に跨る大富豪にして露国は地球北  
半の大地主なり。散粟の島嶼を画定線として  
国際間における無産者の地位にある日本は、  
正義の名において彼らの独占より奪取する開  
戦の権利なきか。国内における無産階級の闘  
争を認容しつつひとり国際的無産者の戦争を  
侵略主義なり軍国主義なりと考うる欧米社会  
主義者は根本思想の自己矛盾なり。「ヒュー  
ス」が労働者出身なりとも、「レニン」が社

ただドイツの社会主義にこの国際的理解なく、  
 の社会問題は永遠無窮に解決されざるなり。  
 の分配よりも国際間の分配を決せざれば日本  
 年の後において食うべき土地を有せず。国内  
 求す。いかなる豊作をもつても日本は数  
 においても日本は濠州と極東シベリアとを要  
 合理化せられたる民主社会主義そのものの名  
 裡に黄金の冠としてこれを頭上に加うべし。  
 国主義ならば日本は全世界無産階級の歓呼声  
 件に是認せらるべし。もしこれが侵略主義軍  
 国主義ならば日本は全世界無産階級の歓呼声  
 裡に黄金の冠としてこれを頭上に加うべし。

て国際的画定線の不正義を匡すことまた無条  
 たる陸海軍を充実し、さらに戦争開始に訴え  
 ば、国際的無産者たる日本がかの組織的結合  
 状を打破することが彼らに主張せらるるなら  
 決を準備しまたは流血に訴えて不正義なる現  
 国内の無産階級が組織的結合をなしてかの解  
 加藤高明が無産階級より見て富豪たると同じ  
 昔時魚売りたりし大倉喜八郎、貧書生たりし  
 対立より見て彼らが「大地主」たることは、  
 会主義者の尊敬すべき同志なりとも、国際的

伏するに過ぎず。しかして日本の実力援助に  
 て英国が一時的全勝將軍たるがために瞬時雌  
 英同盟の忠僕たりしがためにして、したがっ  
 けるインド独立運動の失敗はすべて日本が日  
 らばもとより然るべきは論なし。大戦中にお  
 して全然没交渉なる独立を欲して蹶起するな  
 の組合を脱せしめざらんと計るときも、彼に  
 自治を許容して「ジョンブル、ソサイティー」  
 りて現るべし。たとい英国が彼らのいわゆる  
 して日本の世界的天職は当然に実力援助とな

戦の「サラエヴォ」なりと覚悟すべし。しか  
 注二 インド独立問題は来るべき第二世界大  
 義を叫ぶときこれに対抗し得べき一学説なし  
 れたる合理的国家、革命的大帝国が国際的正  
 轍を踏むべきは天日を指すごとし。改造せら  
 閥の日本がこの要求を掲ぐるならばドイツの  
 ことを注意すべし。したがって今の軍閥と財  
 世的組織の破滅に殉じて不義の名を頒ちたる  
 かつ中世組織の「カイゼル」政府に支配せら  
 れたるがために、英領分配の合理的要求が中

天道宣布の本義に汚点を印しやすきは予め深  
 インドそのものよりは何らの報謝を求めざる  
 えって戦後にかける利権設定等の禍因を播き  
 あり。日本の陸軍援助は多く有用ならず。か  
 および日本の同盟すべき国家の海軍力如何に  
 る者は一にただ英国海軍を撃破し得べき日本  
 軍なりしごとく、インド独立の能否を決定す  
 実に米国の独立を決定したる者がフランス海  
 の独立は永久に期待すべからざるものなり。  
 ほしいままに鎮圧軍を輸送せしむるならばそ  
 一切の武器を奪われしインド独立軍に対して

民米人が戦うべき武力を有せざりしごとく、  
 しめたることに存す。外力の援助なくして植  
 に決定的に一撃破して陸兵輸送を不可能なら  
 たるフランス海軍が英国海軍を「メーン」岬  
 戦はその始めつねに英兵に敷られつつ幾年を  
 経過したる後、最も有力なる実力援助を与え  
 なお米国の独立のごとし。米国の十三州独立  
 つきて大方針とすべきは海上においてのみ彼  
 の独立を援護することなり。インドの独立は

の甘語なりとす。英人を直訳する輩は「し二  
 持続せんとして「エホバ」の怒を怖るる悪魔  
 いわゆる平和主義なる者は、その暴戾悪逆を  
 軍の「エホバ」を冒瀆して誣妄を逞しうする  
 義とはインド独立の「エホバ」なり。この万  
 得ざりし所以。日本に加冠せられたる軍国主  
 スが陸上の英国に対して軍国的組織を放棄し  
 り。「カイゼル」は海上にあり。これフラン  
 を砕破するに足るべき軍国的組織は不可欠な  
 て世界に臨まんとせば、英国の海上軍国主義

止む。国を挙げて道に殉ずる天道の使徒とし  
 想的属邦としてインドの志士を屠らんとせば  
 るかの二なり。日本が永遠に政治的言語的思  
 状を維持するか彼の分割を結果する征服者た  
 立的関係に立つあたわずして、彼の従属的現  
 軍力の躍進的準備を急ぐべし。日英両国は中  
 はこの改造に基づく国家の大富力をもつて海  
 すでに海軍力を喪失せる露国にあらず。日本  
 陸上よりの援助を仮想すとも、決定的成否は  
 く戒むべし。「レニン」政府のなお存続して



を日本の満洲に塞がれたるがゆえに、直路中  
 り。これ日露戦争によりてロシアが南下の途  
 四川・甘肅の一部を包有する要求を加え来れ  
 すなわち彼はチベット独立の交渉中に青海・  
 議とにおいて彼の十分に安意したるところ。  
 しかして日本の奴隸的臣従は大戦中と講和会  
 本をほかにして支那に恐るべき実力を見ず。  
 えたる恐怖を除去したるものなり。英国は日  
 に国がまた同様なる脅威を満蒙と青島より加  
 とに恐怖なきに至れることは、支那において

を脅威せしドイツと、インドを脅威せし露国  
 明の要なし。たとい平家全滅の前の隆盛のご  
 ときにせよ、英国が今次の大戦において本国  
 すでに支那を財政的准保護国とせることは説  
 ば、眼前に迫れる支那と英国との衝突は日英  
 同盟を存立せしめざるものなり。英国が早く  
 の独立を欲するごとく支那の保全を希うなら  
 下純然たるインドたらんとす。日本がインド  
 注三 支那はまた大戦の結果によりて急転直  
 ン」を宣伝するよりも百倍の有害なり。

して男子的に是認ししかして男子的に反省し  
 ばんとする野心国なりという世界の批評に対  
 注四 日本は支那において東洋のドイツを学

すでに論議時代にあらざるなり。  
 ゆるの日なり。支那保全にかける日英開戦は

これ単なる推定にあらず。事実をもって立証  
 せらるるの日はすなわち日英両国が海上に見  
 天下無敵の全勝將軍として支那に臨むべし。

・ウラジオストックの根拠地に優るとも劣ら  
 ず。彼は日本の口舌的抗議等を眼中に置かず  
 港の有害なることは、日露戦争における旅順

機。しかして支那保全主義を堅持する日本は  
 彼との衝突においてその支那経略の根拠地香  
 シアの満洲に進出したるよりも支那の一大危  
 割取を考え始めたるは明白なり。これ往年口  
 東海上の基点香港と相応じて中部支那以南の  
 たる彼が中央アジアに進出するは論なく、極  
 すでにアフガニスタンに及びペルシャに及び  
 の継承を要求するもの。インドを基点として  
 中央アジアより中部支那に殺到せんとせし大道

て軍閥内閣と党閥内閣とに差等を付するの要  
 晒しをなせしものことごとくこれ天意。あえ  
 輩の口舌に萎縮して面上三斗の汗を拭うの恥  
 国なりといわれ、列国環視の問「ウイルソン  
 いわれ、ドイツと等しき軍国主義侵略主義の  
 るものにあらず。日本が東洋のドイツなりと  
 国の罪悪を罰して乙国の同一なるそれを助く  
 イツの跡を追う者ならざるはなし。天道は甲  
 那に投資的侵略を学びたることごとくド  
 ると共に、ドイツの投資を継承しさらに北支

島を領有して支那に還付せざらんことを企つ  
 るに今次の大戦中において日本はドイツの青  
 るはまず投資的分割に現われたるもの。しか  
 あたわず、南段の英資に対して北段の独資な  
 津浦鉄道が南北に分割されて列車を直通する  
 支那以南を英国に妥協したるものなり。かの  
 べきことを確信して、北支那をドイツに中央  
 が、支那分割のアフリカ大陸のごとく実現す  
 根拠とせる英国と青島を根拠とせるドイツと  
 改過すべし。周知のごとく英独協商は香港を

に救われたる同盟の誼によりて英国の支那本  
 べからざらんとす。日本は「ヴェルサイユ」  
 大帝は何のために日露大戦を戦いしかを解す  
 独協商を日英協商として支那に臨む時、明治  
 なりといわるる今日、日本を相手方として英  
 り。早くすでに揚子江流域は英国人勢力範囲  
 せるチベット独立の要求となりて現れたるな  
 しめんとしてここに青海・四川・甘肅を包有  
 の目的たりし中部支那以南の領有を現実なら  
 手方を日本に代えたるがゆえに、今や該協商  
 の目的たりし中部支那以南の領有を現実なら

といえり。何ぞ然らん。英国は英独協商の相  
 を認容せられたるとき相賀して「国難去れり  
 の保護を蒙りてドイツの利権を継承すること  
 て天佑を夢む。彼らは講和会議において英国  
 を怒り米国の排日に憂えなおかつ浩浩然とし  
 墓を発くの大逆政策を改めずして支那の排日  
 みが大逆罪にあらず。その罪まさに大帝の陵  
 の精神に叛逆せざるものなし。一幸徳秋水の  
 ることごとく大帝降世の大因縁たる日露戦争  
 なし。明治大帝なき後の歴代内閣のなすところ

て、如何ぞ世界的大帝國を築くを得べき。日を富源なるかのごとく垂挺する小胆國民に分割されざれば足る。四千年住み古したる支那濠州を併合せよ。日本にとりて支那はただ分支那そのものより廣大にして豊饒なる英国の濠州を併合せよ。日本にとりて支那はただ分せる支那の貧弱なる一角に没頭するよりも、支那そのものより廣大にして豊饒なる英国の濠州を併合せよ。日本にとりて支那はただ分割されざれば足る。四千年住み古したる支那を富源なるかのごとく垂挺する小胆國民にして、如何ぞ世界的大帝國を築くを得べき。日

借地を得るよりも、英国そのものの香港を奪いて日本の海軍根拠地とせよ。香港に根拠せば青島のごときは無用の長物なり。山東苦力として輸出せざるべからざるほどに人口漲隘せる支那の貧弱なる一角に没頭するよりも、支那そのものより廣大にして豊饒なる英国の濠州を併合せよ。日本にとりて支那はただ分

なきを見るべし。英国の恩恵の下に青島に租

道宣布に帰る時、日本は排日の実に天寵限り米支兩國の排日に省悟一番して日露戦争の天界的排斥に反省せずして陥穽に墜落したり。米支兩國の排日に省悟一番して日露戦争の天道的宣布に帰る時、日本は排日の実に天寵限りなきを見るべし。英国の恩恵の下に青島に租

部併合に報謝すべしというか。排日の声が支那と米國とに一斉に挙れる所以は日露戦争によりて保全されたる支那と、日露戦争を有力に後援して日本に支那を保全せしめたる米國とが、天に代りて当年の保全者に脚下の陥穽を警告するものなり。驕兒「カイゼル」は世界的排斥に反省せずして陥穽に墜落したり。

解せば公々然日本および支那の必要を主張し  
 険手段。国家の有する開戦の積極的権利を心  
 独立を策しつつあるごときは誠に小策士の陰  
 とくに「セミヨフ」輩を用いて内外蒙古の  
 じてアジア聯盟の盟主たるべき器にあらず。  
 て支那を分割する者、その無策と不徹底と断  
 度において支那を保全しつつある程度におい  
 を試みんとする軍閥の支那保全策は、ある程  
 出に押されて日本また内蒙古に進出して防備  
 また日本の前営たるべし。ロシアの外蒙古進

は北に大なる円を画きて支那を保全し、支那  
 国の侵略を防禦するを得べし。かくして日本  
 時、内外蒙古は支那みずからの力をもつて露  
 鉄道を取得して、極東シベリアとを結合する  
 アの伝統的国是を打破するもの。日本が東清  
 たると同時に、支那を北方より脅威せるロシ  
 日本の極東シベリア領有は日本の積極的権利  
 注五 この支那保全主義の徹底より見る時、  
 日は根本的に永久的に跡を絶つべし。  
 本が首を抬げて英領を直視する時、支那の排

しめ、海軍また東西に相分れて英国艦隊を本  
 イツの陸軍と東西呼応して一挙露国を屈服せ  
 際して大西郷あり明治大帝ありしならば、ド  
 に実に大海軍を急務とす。もし今次の大戦に  
 において、英国と絶対的に両立せざるがゆえ  
 日本の南方領土を取得すべき運命の三大国是  
 において、英国と絶対的に両立せざるがゆえ  
 に実に大海軍を急務とす。もし今次の大戦に  
 イツの陸軍と東西呼応して一挙露国を屈服せ  
 しめ、海軍また東西に相分れて英国艦隊を本

て「レニン」その人に向つて極東シベリアの  
 割譲を要求すべし。「チエツク、スローバツ  
 ク」援助のる実の蔭に国家の当然なる権利を  
 陰蔽するがゆえに野心を包蔵すとなして敵味  
 方の警戒を受くるなり。日本の対外行動は取  
 るべからざる者より寸土を得ざると共に、天  
 日照覧の下いやしくも奪うべくんば全地球を  
 も大なりとせざるべき大丈夫の健脚に立つべ  
 し。

注六 要するに日本は日本海・朝鮮・支那の

確定的安全のために、すなわち日露戦争の結

論のために、極東シベリアを領有すべくロシ

アに対する大陸軍を欠くべからず。しかして

インド独立の援護、支那保全の確保、および

日本の南方領土を取得すべき運命の三大国是

において、英国と絶対的に両立せざるがゆえ

に実に大海軍を急務とす。もし今次の大戦に

際して大西郷あり明治大帝ありしならば、ド

イツの陸軍と東西呼応して一挙露国を屈服せ

しめ、海軍また東西に相分れて英国艦隊を本

糞土に値せざる小群島と一青島とを哀訴す。  
 つき、救国の恩主倒まにその脚下に俯伏して  
 してかえって両立すべからざる敵国の犬馬に  
 せしもの。しかるを拳国一致この天寵を逆用  
 てその力をもつてドイツを亡ぼし英国を活か  
 かに英独の間に「キャスチングヴォト」とし  
 戦の勝敗を決したるを見るべし。日本は明ら  
 とを両分し得べき日本一国の向背実に世界大  
 に基づく。開戦当初より露の陸軍と英の海軍  
 たかえって米国を脅威してこれを敵に駆りし

来しわずかに潜航艇戦の窮策に訴うるや、ま  
 ール軍港に封鎖せられて国内物質の空乏を  
 わざるのみならず、かえってその艦隊を「キ  
 集中せしめたるがために一挙根本を屠るあた  
 の好機を逸し、さらに英国艦隊全部を本国に  
 において背後に迫れる露軍のためにパリ占領  
 築きたりしはず。ドイツの敗因実にその始め  
 ならずして早くすでに北露・南濠に大帝国を  
 る優勢を持しておのこのこれを撃破し、暮年  
 国とインド濠州との防備に両分せしめ十分な



を急とする所以のもの、内憂を痛み外患に悩  
 今の政治的経済的特権階級を切開して棄つる  
 たる全日本国民の超法律的運動をもつてまず  
 べき偉器に待つものなり。天皇に指揮せられ  
 あらず。一にただこの根本的改造後に出現す  
 るかのごとき妙諦は今これをいうの「時」に  
 米両国を同盟的提携に導くべき天の計らいな  
 らざるかのごときこれらが、その実いかに日  
 支投資における日米の紛争。一見両立すべか  
 民。日本の脅威たるフィリッピンの米領。対

テーブル」とすべし。米国の恐怖たる日本移  
 とこれなり。講和会議はインド洋の波濤を「  
 の真個決論を英国に対して求むべしというこ  
 転機。日本は米独その他を糾合して世界大戦  
 して新たなる聯合軍を組織すべき天与の一大  
 したる列強が、さらに英国を第二のドイツと  
 ユ」にかけける調印はドイツを目的として聯合  
 注七 ただ一大事因縁を告ぐ。「ヴェルサイ  
 き者に加うべき大逆罪の法文なきを如何せん  
 国政を執つて国を亡ぼさんとするかくのごと

ましむるすべての禍因ただこの一大腫物に発  
 するをもつてなり。日本は今や皆無か全部か  
 の断崖に立てり。国家改造の急迫は維新革命  
 にも優れり。ただ天寵はこの切開手術におい  
 て日本の健康体なることに在りとす。

給言

「マルクス」と「クロポトキン」とを墨守す

る者は革命論においてローマ法皇を奉戴せそ  
 とする自己矛盾なり。英米の自由主義がおの  
 おのその民族思想の結べる果実なるごとく、  
 独人たる「マルクス」の社会主義露人たる「  
 クロポトキン」の共産主義が幾多の相異扞格  
 せる理論をもつて存立することはおのおのそ  
 の民族思想の開ける花なり。その価値の相対  
 的のものにして絶対的にあらざるは勿論のこ  
 と。

ゆえに強いてこの日本改造法案大綱を名づけ

りて近世各国の文明あり。文明推移の歴史を明に代りてローマ文明あり。ローマ文明に代りて近世各国の文明あり。文明推移の歴史を科学的態度ぞ。「エジプト」「バビロン」の文明に代りてギリシア文明あり。ギリシア文明に代りてローマ文明あり。ローマ文明に代りて近世各国の文明あり。文明推移の歴史を

の表面を洗いしとも今後日本文明の大波濤が過ぎざるは論なし。過去に欧米の思想が日本に立脚したるがゆえに、躍進せる現代日本より視る時単に分科的価値を有する一に先哲に

らは旧時代に生れその見るところ欧米の小天

地に限られたるのみならず、浅薄極まる哲学に立脚したるがゆえに、躍進せる現代日本より視る時単に分科的価値を有する一に先哲に過ぎざるは論なし。過去に欧米の思想が日本に立脚したるがゆえに、躍進せる現代日本より視る時単に分科的価値を有する一に先哲にトキン」の智見到らざるのみと考うべし。彼らには旧時代に生れその見るところ欧米の小天

相互扶助説を戴きて非議せそと試むる者あらば、それは疑問なく「マルクス」と「クロポ

て日本民族の社会革命論なりという者あらばはなはだしき不可なし。しかしながらもしこの日本改造法案大綱に示されたる原理が国家の権利を神聖化するを見て「マルクス」の階級闘争説を奉じて對抗し、あるいは個人の財産権を正義化するを見て「クロポトキン」の相互扶助説を戴きて非議せそと試むる者あらば、それは疑問なく「マルクス」と「クロポ

梯あり。東西を通じたる歴史的進歩において  
 るなお幾年かある。歴史は進歩す。進歩に階  
 ングロサクソン「族をして地球に濶歩せしむ  
 ら蒙古民族の支配を許さざりしごとく、「ア  
 数百年以上に「ジンキス」「汗」「オゴタイ」「汗  
 天行健なり。国は興り国は亡ぶ。欧州諸国が  
 るいわゆる文明国民を啓蒙することに存す。  
 世界化したるアジア思想をもって今の低級な  
 するを得べき。東西文明の融合とは日本化し  
 全世界を照す時往年の「ルネサンス」何ぞ比

世界化して来るべき第二大戦の後に復興して  
 封んたるもの。ここに日本化し更に近代化し  
 を存してひとり東海の粟島に大乘的宝蔵を密  
 のに跡を絶ち、経過したる支那またただ形骸  
 思想が西洋の宗教哲学となり、インドそのも  
 わずとするか。インド文明の西したる小乗的  
 将来とにおいてのみその推移を思考するあた  
 の編纂が始まらんとする時、ひとり世界史と  
 至りてようやく真に融合統一したる全世界史  
 ただ過去の西洋史に認めてしかも二十世紀に



2007年十一月十一日作成  
 辺境文庫にてPDF製本

北一輝

2675  
 大正八年八月稿於上海

て始まる。戦なき平和は天国の道にあらず。  
 支那・インド七億民の覚醒実にこの時をもつ  
 ペルシャを「サラミス」の海戦に砕破したり

134  
 2670  
 本はアジア文明のギリシアとしてすでに強露  
 て来るべき史上未曾有の国難に面すべし。日

2665  
 と剣なり。  
 日本国民は速かにこの日本改造法案大綱に基  
 づきて国家の政治的経済的組織を改造しもつ  
 ホメット」の形をもってする日本民族の経典  
 れつつある「キリスト」の再現とは実に「マ

を復活せしめ、インドを独立せしめ、支那を  
 自立せしめたる後は、日本の旭日旗が全人類  
 に天日の光を与うべし。世界の各地に予言さ